

災害対策特別委員会会議記録

災害対策特別委員会委員長 佐々木 順一

1 日時

平成 23 年 5 月 27 日（金曜日）

午後 1 時 33 分開会、午後 5 時 13 分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

佐々木順一委員長、千葉 伝副委員長、吉田洋治委員、渡辺幸貫委員、伊藤勢至委員、

佐々木一榮委員、及川幸子委員、田村 誠委員、佐々木 博委員、工藤大輔委員、

新居田弘文委員、千葉康一郎委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、三浦陽子委員、

関根敏伸委員、五日市 王委員、中平 均委員、高橋昌造委員、喜多正敏委員、

高橋 元委員、郷右近 浩委員、岩渕 誠委員、小野 共委員、高橋但馬委員、

佐々木大和委員、小野寺研一委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、平沼 健委員、

工藤勝子委員、嵯峨壱朗委員、熊谷 泉委員、岩崎友一委員、飯澤 匡委員、

亀卦川富夫委員、及川あつし委員、高橋博之委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員、

小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤 信委員、小野寺 好委員、

阿部富雄委員

4 欠席委員

菊池 勲委員

5 事務局職員

及川事務局次長、高坂総務課総括課長、菊池議事調査課総括課長、安部政務調査課長、

岩淵議事管理担当課長、多賀主任主査、栗澤主任主査、菊池主査、

熊原主査

6 一般傍聴者

なし

7 会議に付した事件

(1) 東日本大震災津波に係る被災者支援・復旧及び復興への県の取組みについて

ア 災害対策本部及び復興本部からの説明

(ア) 現在の災害対応の状況報告

(イ) 今後の復興に向けた取組みの状況報告

イ 質疑及び意見・要望等

(2) 次回の委員会について

(3) その他

8 議事の内容

○佐々木順一委員長 ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。東日本大震災津波に係る被災者支援・復旧及び復興への県の取り組みについて、執行部から説明を願います。

初めに、災害対策本部から現在の災害対応の状況について報告を願います。

○小山総合防災室長 それでは、東日本大震災津波による被害概況と対応状況について、資料に基づきまして御説明させていただきます。

それでは、第1の地震の概要でございますが、既に御案内のとおりでございますが、発生日時が平成23年3月11日14時46分、地震の規模はマグニチュード9.0、本県の最大震度は大船渡市等で観測した6弱、津波の最大波は、観測上は宮古で8.5メートル以上となっております。ちなみに、参考までに社団法人土木学会調査報告によりますと、釜石市で17.7メートルを記録しているという報告もございます。

続きまして、第2の防災関係機関への要請の状況でございますけれども、発災と同時に県の災害対策本部を立ち上げますとともに、14時52分には自衛隊に対しまして災害派遣要請を行い、14時59分には緊急消防援助隊の派遣要請、17時30分にはDMA Tの派遣要請を行っておるところでございます。

続きまして、3番、被害及び避難の状況でございますけれども、まず人的被害及び建物被害、避難の状況でございますが、総数で、死者4,487名、行方不明者2,918名、負傷者166名、全壊・半壊の建物は2万3,450棟、避難者総数は2万9,279人となっております。

次に、被害額でございますが、農林水産関係被害の推計額が4,166億円で、おおよその内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページ目をお開きいただきたいと思います。商工業関係被害の推計額でございますが、1,661億円で、これは備考欄に書いてございましており津波による流出等の被害を推計したものでございます。

続きまして、公共土木施設の被害額でございますが、2,567億円となっております。

次に、教育施設の被害額でございますが、218億円となっております。

次に、4番、ライフラインの被害状況でございますが、現在停電は93戸となっております。発災直後、最大戸数が本部の確認した数字では約76万戸となっております。ガス供給につきましては、現在のところ供給停止はございませんが、同じく最大戸数は9,400戸を確認しているところでございます。断水は現在2,697戸、同じく最大戸数約18万戸ということになってございます。電話不通でございますが、現在サービス中断中の通信ビルはないということで報告を受けておりますが、最大不通回線数が、我々が確認しているところでは6万6,100回線ということになってございます。道路につきましては、現在県内11路線12箇所まで全面通行止めとなっております。最大時は26路線30箇所と確認いたしてございます。次に、鉄道でございますが、ごらんとおりJR東日本及び三陸鉄道におきまして、現在も各区间運転見合わせ、不通状況になっているところでございます。

5番、これまでの主な取組み状況に移らせていただきます。まず、要救助者の捜索及び救助救出活動といたしまして、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣要請を行いますとともに、内陸の消防本部等への要請を行い航空機、ヘリコプターや海上、陸上部隊での救出や救急搬送等の活動を行ったところでございます。各機関の活動状況でございますが、①番から次の3ページ⑥まで掲載してございますけれども、それぞれの機関によりまして活動実態が異なりますことから同様の記載方法になっておりませんが、記載のとおり捜索や救助、物資搬送、給食や給水等の支援等活動に当たっていただいたところでございます。

次に、(2)番の被災者支援のほうに移らせていただきます。被災者支援の状況でございますが、避難所の運営支援といたしまして、避難している方々のニーズに対応しながら自衛隊や医療救護班、ボランティア等の支援を受けながら食料等の物資の搬送や医療提供等を行ったところでございますし、また仮設トイレの設置、防犯ブザーの配付等生活環境の整備を行っているところでございます。

また、支援物資の調達・供給でございますが、発災翌日には県備蓄の乾パンや毛布等を被災地に搬送いたしますとともに、3月14日からは滝沢村にありますアピオを物資の受け入れ搬送拠点といたしまして、24時間体制で物資の受け入れ、搬送を行っているところでございますが、4月以降は被災者のニーズの変化に対応いたしまして、野菜等の配送や弁当の供給も行っているところでございます。

次に、4ページ目をお開きいただきたいと思います。遠野後方支援基地からの支援でござ

いますが、遠野市におかれましては、その地理的環境から沿岸の市町村と一体となって後方支援体制を整えられておりましたところですが、今回もいち早く食料支援等の対応をしていただいております。県といたしましても、この遠野市の御協力を得ながら、同市を後方支援基地と位置づけ、部隊の駐屯、職員の派遣等を行いながら、沿岸部への部隊の派遣など被災地への支援を展開しているところでございます。

次に、エ、内陸部への一時移動でございますが、被災された方々の生活環境の改善を図るため、避難された方々の希望に基づきまして、これまで2,032名の方々の内陸への移動

を御支援してきたところでございます。また、現在は当初想定いたしました高齢者や要介護者の移動が一段落したというところから、被災された方々のニーズにこたえながら短期の移動にシフトしているところでございます。

次に、オといたしまして、被災者向けの住宅対策でございます。応急仮設住宅につきましては、本日までに1万2,257戸が着工の予定でございますが、必要な1万4,000戸につきましては7月上旬の完成を目標としているところでございます。

次に、(3)番、被災市町村の行政機能の回復でございますが、津波により被災された市町村に対しまして国や他県、内陸市町村等の協力をいただきながら、さまざまな業務支援を行ったところでございます。派遣の状況でございますが、そこに記載のとおり本県職員の派遣が延べで5,529人日、それから国・地方公共団体からの職員派遣が延べ2万2,240人日、それから県内外の市町村職員等の長期派遣につきましては110人となっております。

次に、災害廃棄物の保管及び処理についてでございますが、推計で583万トンの災害廃棄物を見込んでおりますが、保管場所につきましては、4月末時点で必要量約300ヘクタールに対しまして130ヘクタールを確保し、県に処理の受託要請のございました7市町村の撤去を行っております。また、5月2日には特命チームを立ち上げ、早期撤去に向けた処理計画の策定等を実施しているところでございます。

以上で被害状況及び対応状況の説明を終わらせていただきます。

○佐々木順一委員長 次に、復興本部から復興に向けた取り組みの状況について報告を願います。

○廣田理事 私からは、復興本部・復興局が担当しております復興への取り組み状況を説明いたします。

資料、東日本大震災津波からの復興に向けた取組みについて、1ページをごらんいただきたいと存じます。岩手県東日本大震災津波復興本部は、震災からの復興に向けた施策を全庁で一体的かつ迅速に推進するため、4月25日に設置し、本部長である知事のもとすべての部局及び沿岸、内陸の4広域局で構成されておりますが、それぞれの担当する組織として要綱で復興局を置き、上野副知事が復興局長を務めております。

復興局は、復興ビジョン、復興計画の策定等を担当する企画課、新たなまちづくりのプランニングを行うまちづくり再生課、水産業や各産業の再生を担う産業再生課、被災された方々の生活再建を担う生活再建課及び復興本部の運営、復興関係の広報等を担う総務課の5課で構成されており、専任職員41名、兼任職員4名の体制で取り組んでおります。

2ページをお開きください。まず、復興ビジョン・復興計画の策定についてであります。4月11日に、東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針を定め、県内各界の方々から成ります岩手県東日本大震災津波復興委員会を設置し、これまで4回にわたり復興計画のあらましであります復興ビジョンの内容等につきまして審議を進めてきたところであります。

同委員会には、専門家の方々から成ります下部組織として、各事業分野間の総合調整等を行います総合企画専門委員会、津波防災に関する技術的検討を行います津波防災技術専門委員会を設置し、専門的な知見に基づく検討、検証を進めていただいているところであります。来月には、岩手県東日本大震災津波復興委員会から復興ビジョンの素案を提示していただき、6月県議会定例会に報告の上、地域説明会等の手続きを経て、9月県議会定例会での御審議をお願いしたいと考えております。また、復興計画につきましても並行して策定作業を進め、復興ビジョンの策定とあわせ決定できるよう手続きを進めていきたいと考えております。

3ページをお開きください。ここでは復興に向けた三つの原則、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、そしてそれぞれの取り組みのイメージ案を掲げているところであります。

4ページをお開きください。被災者への支援についてであります。生活再建に困窮されている方々のためにさまざまな支援策が講じられているところでありますが、まず被災者への相談支援として、被災者支援のための相談窓口情報をホームページで公表いたしましたほか、内閣府と共催で市町村職員等を対象に、被災者支援に係る国の制度説明会を沿岸4カ所で開催したところであります。

義援金につきましては、交付対象者がおります 27 市町村で交付申請を受け付けており、5 月 20 日現在、宮古市等 19 の市町村で申請者に振り込みが行われ、その合計は 5,629 件、24 億 4,675 万円となっております。

また、被災者生活再建支援金につきましては、申請書の受け付け体制の整った市町村で、4 月 11 日から受け付けが開始され、5 月 26 日現在、県では市町村から 1 万 1,316 件の申請を受理し、国に 1 万 64 件を送付しており、そのうち 318 件、3 億 5,962 万円が交付されているところであります。

災害弔慰金につきましては、5 月 20 日現在、3 件、1,500 万円が支給されているところであります。

5 ページをお開きください。4、当面の最重要課題への対応についてであります。現在被災地の復興に向けまして、国の東日本大震災復興構想会議に対し 4 項目の提言を行っているところであります。初めに、復興道路の整備についてですが、今回の地震津波災害では三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道釜石秋田線の高規格幹線道路等につきましては、ほとんど損傷もなく、避難道路や緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能し、命の道路としての役割を果たしました。しかし、本県におきます高規格幹線道路等の整備率はいまだ不十分でありますことから、当地域の復興に向けて不可欠な、これら道路ネットワークを復興道路と位置づけまして、集中的投資によります 3 年間での重点的整備、事業実施における地元負担への全面的財政支援を提言しているところであります。

6 ページをお開きください。被災地の復興に向けましたまちづくりについてであります。これまで岩手県津波防災技術専門委員会におきまして復興ビジョン、復興計画を策定するための現況施設の効果や津波対策施設の整備目標、津波対策の方向性、津波防災型の都市・地域づくりの考え方につきまして、専門的見地から検証、検討を進めてきているところであり、被災市街地におきます安全の確保と早急な復旧、漁業などの基幹産業の再生と新たな産業をはぐくむ基盤づくりのための津波防災施設や道路などの都市施設の整備と土地利用の誘導を目指しております。これを実現いたしますために、7 ページにありますように国に対し、大胆な市街地の再編を可能としますこれまでの被災市街地復興区画整理事業にかわります新たな制度の導入や、防災集団移転促進事業の拡充等を働きかけているところであります。

8 ページをごらん願います。産業の再生についてであります。甚大な被害を受けた沿岸地区の水産業を初めとしまして、地域の雇用を確保するため、農林業、商工業の再生は重要

な課題であります。特に水産業は沿岸地域産業の核であり、地域コミュニティーの基盤でありますことから、水産業の再生に関し国家プロジェクトとしての全面的な支援、漁協を核とした漁船等の共同利用システム等の構築を提案しております。

9ページをお開き願います。津波被害に係ります二重債務の解消に関してではありますが、二重債務を解消するため企業支援として、国、県、金融機関等が出資しますファンドの設立、個人の支援としての生活支援法等の拡充によります生活再建支援を提案しているところであります。

以上をもちまして、これまでの復興に向けた取り組み、今後の予定を御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○佐々木順一委員長 ただいま説明のありました東日本大震災津波に係る被災者支援・復旧及び復興への県の取組みについて質疑、意見、要望等はございませんでしょうか。

○及川幸子委員 さきに説明いただきました件ですが――瓦れき撤去の件なのですが、仮置き場は各市町村どの程度確保されているのか。それから、この瓦れき撤去ですけれども、いろいろな力で各方面からの支援等もいただいているようですが――ダンプが瓦れき撤去しているわけですけれども、その単価が大変高値であるのではないかという声が寄せられておりますが、その辺の状況もちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○吉田資源循環推進課総括課長 瓦れき置き場でございますけれども、私どもの廃棄物の推計が580万トンでございます。これがいわゆる倒壊家屋と、津波が結構黒いということで土砂が堆積しております。これが180万トンあります。合わせて580万トン。海に行った分もあるのでしょうかけれども、わかりませんので、すべてそれを置くとすれば300ヘクタール。現在のところ市町村から上がってきておりますのが130ヘクタール、これは確定している分でございます。いわゆる公有地につきましてはもうすぐなのですけれども、民地につきましては交渉が必要なものですから、今市町村が交渉していたり――借地料は補助がございますけれども――そういったものは入っておりません。そういった形で、全体で見ますと大体130ヘクタールで42%、北のほうは被害が少なかったこともございまして、大体充足しつつある、あるいはしている。宮古から南のほうはやはり被害が大きく廃棄物の量が多いということで、これからさらに確保していったほうがより安心と。私どもがその後分類とかそういうのをやりますけれども、例えば100に対して100よりは、100に対して120%とか多いほうが安心でございますので、これから確保するのはさらに当初のころに比べるといろいろ難しい部分がありますので、私ども市町村と一緒にやっていきたいと考えております。

それから、ダンプの単価のお話でございました。実は単価というのは、県単価とか、あるいは建設物価とかいろんなところに単価がございますので、そういったもので県のほうでは積算しておりますし、それから市町村でもそれぞれ単価を持っているということで、契約がすべて終わっているわけではないですけども、そういうところで積算した上で、設計書をつくって、そして契約をするものと思っております。

○及川幸子委員 この単価ですけれども、極端に言えば実は3万4,000円ぐらいの単価でダンプがやれるところを、この災害をいいことに4万5,000円ぐらいがかなり出回っているということを聞いております。そういうことも把握してやられないと、災害にかこつけて業者——もうかるという人たちも出てくるわけですよ。そういうことではだめだと思いますので今聞いたのですが、その辺のところはよく把握されて設計単価をなさっているのですか。

○及川県土整備企画室企画課長 今のダンプなり重機の単価の御質問でありますけれども、基本的にはその歩掛かりについて県としての、道路であれば道路維持工事、河川であれば河川維持工事ということで諸経費を算定しております。構成としましては共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成されますけれども、資材の需給によって基本的に逼迫すればそれだけ実勢価格に応じて単価が補正されるという実態も加味しなければいけない、その辺のあたりで影響しているものと思われま。

○及川幸子委員 いずれ機械もかなりかかると思いますので、その機械の導入なども十分に意を酌んでいただきながら、あるところのものを利用する、そういう方法で今後万全な体制でやっていただきたいと思えます。

○佐々木大和委員 浜のほうも大分動き出しておりますが、そういう中で今回この災害、相当厳しい状況に落ち込んだのですが、既に2カ月半という期間がたちましたので確かに動きが見えております。そして、そこでやはり問題になってきているのが、一つは養殖事業等でサケ、ワカメ、昆布、カキ等、これらを再生するためにはいろんな施設の再興が必要なわけがございますけれども、それらについて国と県の役割というか、国と県の補助がまだ確定できない、そういうことで非常に悩んでいるということをお聞きされます。それで、浜のほうは既に動いているわけですけれども、そこが決まらなるとなかなか次に入れないということで、その辺の進捗状況はどうなっているのか、お伺いします。

そして、航路が確保されて船も徐々に入ってきておりますけれども、いずれこの今の状態を考えますと、天然のものをとるには資源調査も必要です。資源調査を早く進めなければこ

れからのアワビをとるにしてもウニをとるにしても、継続的にとるにはどういう段階に入っていけばいいのか、一遍にやってしまうと壊滅状態を招くと、そういう不安も持っているようでありまして、資源調査についても今の進捗状況をお伺いします。

○伊藤水産技術センター副所長 水産業の被害でございますけれども、確かに甚大な被害が生じております。当面の漁業者の生活支援とか漁業の再開、あるいは水産生産基盤の早期復旧、これが緊急的な課題となっております。このため本県としましては、再三にわたり政府あるいは国会、関係省庁等に国家プロジェクトとして国の全面的な支援で水産業を復旧・復興していただくよう要望してまいりました。先般5月2日に成立しました国の1次補正予算におきまして、漁業者の当面の生活支援あるいは瓦れきの撤去、漁船、漁具の取得あるいは流通加工施設の復旧等が整備されてございます。県としましては、これを6月補正予算に計上しながら早急に水産業の復旧を図ってまいりたいと考えておりました。また、1次補正予算では足りない部分がございますので、引き続き国に機会あるごとに支援を働きかけてまいりたいと思っております。

それから、資源調査を早くするというところでございますが、4月の臨時補正予算に採貝藻漁業、アワビ、ウニ等の調査を盛り込んでございます。もうすぐこれが実行する段取りになっておりますので、資源調査もあわせて実施していくこととしておられますし、県の水産技術センターの調査船、津波の被害を逃れまして2隻健在でございます。この調査船を活用しましてはえ縄あるいは刺し網等の調査を今後実施していく予定でございますので、この調査結果は漁業者に還元するような形でフィードバックしていきたいと思っておりました。

○佐々木大和委員 ぜひ早期に実行して、計画をしっかりと立てて再建していただきたいと思っております。

それから、国のほうの補助制度がまだ確定ではないということがあるようでありますけれども、今回は今までなかった定置網にも助成があるというような情報があるのですけれども、それがどういう形になるのでしょうか。定置もほとんど被害を受けておりますので、この支援の方法についてもお伺いしたいと思っております。

また、あわせて今回の震災で流された、壊された施設、これは補助事業でできた施設がゼロになった場合に、この際、残債はどうなるのでしょうか、そのことも聞かれますが、その辺についてもお伺いしたいと思っております。

○伊藤水産技術センター副所長 定置網の整備でございますけれども、これまで水産の制度の中には定置網に助成するという制度はございませんでした。これが今回の国の1次補

正におきまして定置網にも助成があるということになりましたのでこれを活用しまして――9月にはサケが来るものですから――早急に定置網あるいは漁船を整備して操業を再開してまいりたいと思っておりました。

それから、施設の処理ということをございましょうか。施設等で借り入れ等をして、その返済が残っているということにつきましては、漁業だけではなく各産業分野共通的な課題だと思っておきまして、いわゆる二重債務等の問題も生じてくると思っておりますので、先ほど企業的な二重債務の説明は資料でさせていただきましたけれども、漁業等の対応も今後必要に応じて国に働きかけてまいりたいと思っております。

○佐々木大和委員 いずれ大きな補助事業で設置したのが随分あると思いますし、そういう中で施設ができてすぐ被災したというところもあるし、償却期間をほとんど過ぎていたのもあるのでしょうかけれども、どちらにしても償却の問題もあるようですけれども、二重債務問題はあらゆる業界で問題になってくるのだらうと思っておりますので、ぜひその辺を再建できるような支援の仕方を使っただきたいと思っております。

私も隣の宮城県のほうも一部見てきましたけれども、岩手県は幸い動きがよくて瓦れきの処理も大分見えていますし、海のほうも航路の確保というのを積極的にやって非常に早かったと思います。向こうのほうを見るとまだまだ全然動いていないな、まさに瓦れきの山がそのままになっている印象を受けましたけれども、2カ月たってその差はすごく感じましたが、ただそれに勢いを増すためにはやはり皆さん方の力で早く現場のほう元気になれるように、勢いをつけられるように現地と行政との落差をなくして一体感を持ってやっていただきたい。やはり今幾ら言ってもこのスピード感に欠けるということを言われますが、そういう意味においては現場の要望が直ちに返っていくような、そういうスピード感を持った対応をぜひお願いしたいと思っております。三陸に住む人、特に岩手県の人を見ますと、その場で再建したいという人が非常に多いように感じます。そういう意味においては、浜の人が浜でもう一回再興して頑張っていくのだという感じを受けておりますので、皆さんにぜひ頑張っただきたい、そのようにお願いして終わります。

○嵯峨耆朗委員 今回の定置網の漁船の提供とかも、定置網の再建ということですが、3分の1、3分の2補助が出るということですが、聞くとところによるとこれは漁協が事業をする場合が対象であって、通常、現場ではほとんど定置組合という任意の組織をつくって運営しているのが実態だと思うのですが、そこには対象にならないという話で、実態に即していないのではないかと指摘もありますけれども、その点どうでしょうか。

○伊藤水産技術センター副所長 確かにそのような状況にもなっておりますので、まず

は3分の2も県としましては、ちょっと地元には3分の1の負担が辛い部分もありますし、まだまだ我々が要求している分の予算がついてございません。これにつきましては、国の2次補正に本県が要求しているようにさらに助成を多くする。我々は全面的な国の支援ということで要請しておりますが、全面的な国の支援、それから対象施設、今言った定置網等も含めてすべてが対象になるというようなことも要望をしておりますので、これにつきましても今後も引き続き要望していきたいなと思います。

○嵯峨耆朗委員 例え久慈とか管内で見ると漁協が直営しているというのは1カ統しかないです。あと十数カ統なのかな、全部漁協ではないところがいわゆる定置組合がやっている。その人たちが船を流して、網を流して、一切この補助の対象にならないのですよね。ということは、ほとんど実効がない予算になる。きょう新聞に出ていましたけれども、県も約100億円ですか、それも多分国が3分の1、県が3分の1の分の補正予算ではないかと思っていますけれども、実際には仮にこれをやったとしても——今国に要望しているところという話ですけれども——全く現実的ではないと思って見ていました。これをどうするかという問題だと思うのです。可能であれば例えば漁協が船主の船とか網を全部共同で購入して、3分の1の部分の民間に負担させて運用するとかというやり方もあるかと思うのですけれども、今の制度だと恐らく定置やっている方々はこれだと船も網も用意できないと思っていますけれども、どれぐらいに考えていますか。

○伊藤水産技術センター副所長 確かに定置漁業は本県の基幹産業でもありますし、早急に立ち直っていただかなければならない漁業だと思ってございます。ただ、それにつきましてもいずれ国の2次補正の手当てを待って実行していかないと、なかなか負担もかなり厳しいものがありますものですから、我々としてはいずれ国のほうでそのような措置もしていただきながら、ましてや早急に補正をしていただいて、早期に再開できるような形で進めていきたいなと思っております。

○及川あつし委員 2カ月以上にわたりまして各職員の皆様の御対応、敬意を申し上げます。我が会派としても担当を決めて、それぞれの分野で現地に参りましたり、いろんな分野の皆さんからお声をいただいております、きょう時点で端的にまず要望、また確認をしておきたいことについてまとめてお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、きょう担当の方がご出席いただいていないかもしれませんので、お答えがあるかどうかわかりませんが、ボランティアの活用との関係であります。以前私も御担当の方に危険性について申し上げたことがあるのですが、連休中に何万人にも及ぶボランティアの皆さんが被災地に入られている。その後非常に数が低調になってきて、これからどうするのだという問題がまず1点あるように思います。その現場においてボランテ

アの皆さんが入る地域は基本的に浸水区域ですから、今湾口防波堤も壊れたり、防波堤も壊れたりして、万が一大きな余震が来て再度津波が来るとまた非常に厳しい状況にあるということで、防災無線等の設置等についても我々も要望してまいりましたが、現場において浸水区域でボランティア活動をする際に県の社会福祉協議会の皆さんは、いざこういう場合はどのように逃げるかという指示をしますと言っておきながら、現地でなかなかそういう回答を出す方がいないということで、いざという場合どこに逃げたらいいのですかといったときに、ええっと、ここはどうしましょうねという状況の中でボランティア活動を1カ月以上前もやっていたし、最近もそういう状況が見受けられるようです。ですから、現地のボランティアコーディネーターをやっている皆さんは県外の職員の方も多数いらっしゃるのですが、現地事情に明るくない場合も多々あると思いますけれども、ボランティアの皆さんのみならず沿岸の被災者の皆さんの現実も、今大きな余震等が来た場合にまだ防災という面で100%復活できていないと思いますけれども、最低でもソフト面で対応できる部分については、いま一度見直すべきだということを申し上げておきたいと思います。その点について現状を把握していれば、何か所感があればお答えいただければと思います。

○小田原地域福祉課総括課長 御指摘の点につきましては、岩手県災害ボランティアセンターにも既に申し入れをしているところがございますが、今お話しいただきましたように全国から災害ボランティアコーディネーターということで、1週間交代ぐらいで現地に入っております。そういったところでの伝達がまだ十分でないということがあるかと思っておりますので、改めて岩手県災害ボランティアセンターのほうには申し入れたいと思います。

○及川あつし委員 よろしくお願ひします。

あと、各地から、本来はいろいろ御自身たちでいろんなアイデアを持って、どういった支援ができるかということで問い合わせがあればいいと思うわけです。とにかく何かやりたいという方がたくさんいらっしゃる。そのマッチングを何か工夫できないかと思っておりますので、例えば岩手県として今ボランティアの皆さんにこういったメニューをお願いしたい、こういうのもお願いしたい、こういうのもお願いしたいということになれば、今本当に多くの全国の皆さんが活動したいというモチベーション持っていますし、それに対して財団とか、あとは一部上場企業のいわゆる社会活動の一環で物すごい支援が財政的に出る仕掛けになっているようでもありますので、本県としてボランティアの皆さんに必要なメニューについてはぜひ積極的に情報発信をしていただくようお願いをしたいと思います。

次に、きょうも一部御説明がありました災害廃棄物の保管及び処理について伺いたいと思います。まず、保管場所の確保についてであります。4月末時点で300ヘクタールに対

して 130 ヘクタールしか確保できていない。私もオブザーバーで災害対策本部に出させて
いただいて、ずっとこの数字しか見ておりませんが、きょうは5月27日でございます。現
実の一時保管場所の確保できている数字はいかほどなのでしょう。改めてお尋ねします。

○吉田資源循環推進課総括課長 5月16日時点の調査でございます。これで129ヘクタ
ール、中身でございますけれども、細かい場所があるのですけれども、これはふえるばかりで
はなく減るものもございます。というのは、なかなか具体的に申し上げにくいのですけれ
ども、海岸の近くに確保したものというのは比較的確保されます。ところが、海岸から内陸
に入ってきますと、平らな平坦ない場所がある、そこをやりたい。でも、やはり下に田
んぼとかあるとか、そうなりますとやっぱり反対がございまして、それで、やろうとしても実
際はできなかったというところがありますので、一方ではふえていますけれども、一方では
減っているというところもありまして、なかなかその130ヘクタールから動いていない。今
各市町村では特に足りない分は民地につきましてやっています。民地はそういう内部の問題
でございますけれども、結構広い。ただ、民地になりますと地権者との交渉があるというこ
とで、これははっきりするまで明らかにできないというようなところもございまして、なか
なかこの130ヘクタールから動いていない。現実問題として今保管場所がないから移動が
できないという状況ではまだありません。移動はもちろん、撤去といえますか、仮置き場は
やっています。全体として見たとき、私どもはトータルすべてがはっきりあるとすれば300
ヘクタール必要なので、これからも、特にまだ終わっていないところにつきましてはもっと
もっと保管場所を確保しましょうと。その場合例えば県有地はもういいところは仮設住宅
でもとっていますので、国有地でもし——地元の方が詳しいものですから——ああいうと
ころがいいというのであれば私どもも国に対して働きかけますし、それから民地なんかで
どういうことが困っているかということで相談すれば、それを一緒に考えていきたいと思
っております。

○及川あつし委員 わかりました。推測しておりましたとおり、保管場所の確保は難渋して
いるということだと思いますけれども、国の方でも処理方針が出て、仮置き場の移動は本年
8月末までを目途におおむね移動ということで、本県も取り組んでいると思うわけですが、
こういう場面ですから特定の場所とかあえて申し上げませんが、どうも民間の方で、そうい
ったお困りの状況があるので仮置き場に提供してもいいと言っていて、今御説明あったと
おり近隣に農地とかがあって、多様な影響を考えると本当に反対している方と、今後の復旧、
復興の方向性を見て、例えば仮設住宅からその次のまちづくりの段階における高台の区画
整理ですか、その場合は高台で可能性がある場所の地上げ、そしてこの産業廃棄物関係の処
理に関する地上げ、それに伴う妨害、こういうのもあるように聞いております。ついては、
非常に少人数で今頑張られているとは思いますが、必要な面積を確保するためにはい
ろんなそうした問題もあると聞いておりますので、確保に向かって格段の御配慮をいただ

きたいと思うわけですが、確認で終わります。現在の進捗状況の中で仮置き場への移動は平成23年8月末までとなっていますが、おおむね可能な見込みでしょうか、どうなのでしょう。

○吉田資源循環推進課総括課長 環境省で出しておりますマスタープランで平成23年の8月末と、これは生活環境に影響のある場というまくらがついていまして、例えば住居のすぐそばにまだ廃棄物が残っていると、それが臭いとかいろんな障害がある場合は、そういうところはまず取ってくださいということでございます。それ以外の場所については年度内ということで、県でも生活環境に影響のある場につきましては迅速に移動させる。終わっているところもでございますけれども、最終的には仮置き場に持っていくのは、早ければ年内、遅くとも年度内。まだ御遺体の収容が終わっておりませんので、そういうところはどうしても見えていますとすごく、遅いという表現は不適切ですけれども、丁寧にやらざるを得ないところもございますので、それでも何とか年度内には終わりたいということで進めているところでございます。

○及川あつし委員 簡潔に御質問いたしますので、よろしく願いいたします。

以前常任委員会で、高く積み上げている場合は今後自然発火のおそれもあるというお話もありましたので、その点も早くしながらお願いしたいと思います。

次に、同じ環境省が出した実行計画に伴う関係であります。その文章の中を見ますと、各都道府県が実行計画の処理について定める際は、広くアイデア、プロポーザルを募るとございます。今県もいろいろな対策を立てていると思うのですけれども、いろいろなアイデアを広く受け付けてないのではないかという指摘もありますけれども、この処理の方針について広くプロポーザル等を受け入れてまいったのでしょうか、これから受け入れる予定があるか、その点をお尋ねしたいと思います。

また、あわせて仮設住宅の際には、地元配慮した形で云々となっていましたけれども、かなり県外業者のほうが潤うような形で進んできたということもあって、この瓦れき撤去等については地元雇用等を考慮した処理をするということも重要な観点かと思うわけですが、この点についてどういう検討をしているか、この点だけ伺いたいと思います。

○吉田資源循環推進課総括課長 復興計画でございますけれども、いわゆる瓦れきの仮置き場の設置というのは比較的単純な作業、そこから処理が終わるまではこれはいろんな方法がありますし、いろいろな最新の技術もあります。ということで、やはり県だけではなくて民間のそういった力もかりたいということで、今後そのプロポーザルを行いたいとは考

えておりますけれども、今の段階で、準備はしておりますけれども、委託料が補助対象に入っておりませんので、それを国のほうに要望しております。何とかそういった委託料も補助対象に入れてくださいということで要望しているところです。最近伝え聞いたところによりますと、何かいい方向に進んでいるというような話は聞いていますけれども、現時点でやっぱりお金かかりますので、そういう方向でプロポーザルは委託したいと思っております。

それから、地元雇用の関係ですけれども、今仮置き場に移している部分につきましては、ほとんど地元の企業が大体多く入っているかと思えます。これから仮置き場から選別いたしまして処理施設に行くことになる。処理施設につきましては、やはり県内の施設をまず考えなければならない。そこを当たる。ただ、県内でどうしても処理できないもの、あるいは量的にも質的にも難しいという場合にはもちろん県外にも頼むということになるだろうと。その仮置き場での選別、ここにつきましては廃棄物の処理という形になります。廃棄物の処理ですけれども、災害廃棄物の場合は一般廃棄物ですから委託すればいいわけですが、ここで難しいのは、今の廃棄物制度では下請が入れられない、再委託ができないということで、これができるかできないかで全く設計が変わってきますので、この辺のところも国に要望しております。そういう形で、私どもですっきりした形で設計できるような、そういう制度的なものも整えてほしいと考えておるところでございます。

○工藤大輔委員 先ほど説明のありましたライフラインの被害状況の中の鉄道についてお伺いしたいと思います。

現在JR東日本で4路線、三陸鉄道で北リアス、南リアス線とそれぞれ路線が運行の区間見合わせ、あるいは全区間での運転見合わせというような状況になっておりますが、今後の復旧の見通し、そして現在運行している路線、これは鉄道と代替手段のバスも含めてなのですが、運行時間の設定と本数等についてどのように認識をし、現在の運行体制をどのように評価しているのか、お伺いします。

○佐々木地域振興室長 今お尋ねのありましたJRと三陸鉄道、それからその代替バスについてお答え申し上げます。

JRにつきましては、やはり国のほうの助成は基本的には難しいということで、JR独自にやっていただくというスタンスがございます。それで、三陸鉄道に比べると大分路線が大船渡線も山田線も壊滅的にやられておりますので、やはり年度を越えて二、三年はかかるだろうと。しかも、駅の移動が伴うので当該市町村のまちづくりと合わせてJRは計画を進めたいというお話を伺っております。それから、三陸鉄道につきましては、比較的山際のほうにございますので、島越とか、田野畑とか非常にやられたところはございますが、ある程度、

2年程度を目標に再建したいということで進めてございます。国の補助が従前4分の1ということで非常に厳しい補助率でございましたが、きょうの官庁速報によるとその4分の1が4分の3まで上がるのではないかとという速報もございまして、あすの新聞に出るかもしれないけれども、非常に期待してございます。それによって、約180億円かかるとすれば90億円分が、事業者負担分がそのまま4分の1から4分の3にオンされるということで、弾みをつけて早急に国の2次補正に合わせて改善させて開通を目指したいと思っております。その間2年間バスの代替輸送でしのがなくてはならないわけですが、いずれ現行の通院、通学に御不便をかけないようにということで、岩手県北バスあるいは岩手県交通と緊密に連絡を取り合いながら、特に田野畑の場合は非常に北に行くにも南に行くにも困るところでございますので、きめ細かに回れるような形で代替バスの運行を進めているところでございます。

○工藤大輔委員 できる路線については早急に今のような体制で進めていただきたいと思いますが、バスの運行の設定等においても、やっぱりニーズを聞けばまだまだ十分ではなかったりしております。どこまでやれば十分かというのには、これはかなりそれぞれの意見があらうと思いますが、再度ニーズを把握されて取り組んでいただきたいと思っております。

また、今度はJRのほうなのですけれども、例えばまちづくりとセットで考えるという地域もあらうと思っておりますし、それはそれで一番今後の地域づくりのやはり柱となる基幹路線ということにもなりますし、そのように大きい影響を与えたいと思っておりますので、それはセットで考えながら、被災市町村の要望のもとに動いていただきたいわけですが、そうでない地域もあるわけでありまして。八戸線なんかもそうですけれども、現在の運行している八戸―鮫間、八戸―階上間、どうしても運行の便は路線の数が少なくて学校関係に行き来するにも非常に影響が出ており、例えば父兄等が車で送り迎えをしているわけですが、実際その駅まで行くのだったら八戸まで送ってしまったほうが早いのだということで、かなりの負担を強いられているというような状況にあります。これについての復旧の見通しというのがまだ示されていないということですので、例えばここまで来るには何カ月かかりますよ、全面復旧するにはこのぐらいかかるのですと、その間にはバス路線をこうするのですということもJRともさらに詰めた協議が必要ではないかと思っておりますが、お伺いしたいと思います。

○佐々木地域振興室長 御指摘のとおり、再三議員のほうからはその部分でJRともっと緊密にというお話がございました。私どももJRの盛岡支社とは緊密に連携を取り合いながら、住民本位でとにかくJRの場合も代替バスを措置していただきたいということで要請してございます。さらに、一層緊密に連携をとりながら、さらには三陸鉄道とJRとの接続も含めまして連携しながらやってまいりたいと思っております。

○工藤勝子委員 7月をめどとして仮設住宅に入る見通しが立たされております。ですけれども、仮設住宅に入ることによって自立していくということが基本であるのだろうと思っております。生活弱者と申しましょうか、避難所から出られないと——せっかく抽選で当たったのに逆に避難所にいたほうが食べるものをいただけるというようなこともあり、このままでいたいという人の声もあることを県がどうとらえているのか、ちょっとその分も聞いてみたいと思うのですけれども、例えば今後福祉の関係でそういう相談窓口、生活保護の関係とか、仮設住宅に入ることによってそういう検討を進められているのかというようなことをお聞きいたします。

それから、遠野の災害物資センターにも少ないときで150世帯、多いときは約300世帯の人たちが来ております。非常に混雑している状況でありまして、室内の運動場でありますけれども、見晴らしがよくなって非常に物資が少なくなりました。県のアピオのほうから運んでいただいております、いろいろその人たちに渡しているわけでありまして、災害を受けた方であれば避難所にいようと、仮設に入った人たちであろうと1世帯当たり20点ということで生活物資を出しております。その中で不足しているのが米であります。みんなやっぱりお米を欲しがるのだそうです。何があっても米が欲しいわけですよ。1日3食食べるわけですので、とても渡せないのでボランティアで10キロ入ったお米袋を5キロに分けているのです。そうして、渡している状況であります。でも、先日行ったときも、もうこの米はきょうで多分なくなるだろうと、なくなるよりも渡せなくなってしまうという、そういう話をされておりました。そこで、例えばこういう災害のときに出す政府の備蓄米というのが私はあるのだろうと思うのですけれども、今回の災害で政府はどのくらいの備蓄米を被災地に出したのか、そういうのを県はどう把握しているのか、お聞きしたいと思っております。

それから、2次災害の取り組みまでお聞きしたいと思えます。これから入梅の時期に入ります。また、秋には台風、1号、2号と何かこっちをうかがっている状況も今からあるわけでありまして、今後被災地のほうでは2次災害のおそれも出てくるのではないかなと思っております。その取り組みの検討をされているのかというようなことをお聞きしたいと思っております。この間、佐藤河川港湾担当技監と話し合ったときに、陸前高田市のほうに仮設の防潮堤をつくるというお話も聞きました。では、陸前高田市だけにつくるのか、またそれぞれ被災を受けたところにある程度の仮設の防潮堤なりそういうものを、波が来るのを防げるものをつくるのか、その辺のところもお聞きしたいと思えます。

○小田原地域福祉課総括課長 まず、避難所、仮設住宅からの生活の自立支援についてでございますけれども、国の1次補正を検討させていただいております、現在生活支援相談員という形の職員を沿岸被災市町村のほうに配置するような方向で検討しております、これを6月補正予算に御提案しようということで進めております。

○小岩農林水産企画室企画課長 ただいまの政府の備蓄米の供給量についてでございますけれども、ただいまデータを持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐々木順一委員長 小岩課長、きょうじゅうに資料可能でしょうか。

○小岩農林水産企画室企画課長 はい。

○及川県土整備企画室企画課長 梅雨とかこれから向かう台風期を含めて2次災害の防止ということでございますけれども、河川堤防や海岸防潮堤の被災によって今後の河川の出水、それから波浪、高潮等によって2次災害の発生が懸念されるところでございます。現在は居住可能な地域、そういった生活に必要な公共施設やライフラインが浸水する可能性がある地域、高潮等による捜索活動や瓦れき処分、救援物資の受け入れ等の妨げになる地域については緊急に応急工事を実施することとしたところです。現在までに釜石市の甲子川や宮古市の金浜海岸など11カ所での応急工事を進めております。5月末までに6カ所完了する見込みです。また、先ほどお話しがあった陸前高田市の高田海岸など被災規模の大きい箇所については出水期、7月上旬までに1次対応としての高潮、高潮位までの締め切り工事を完了させまして、台風期、9月上旬までには2次対応を完了させる予定でございます。

○工藤勝子委員 福祉のほうの生活保護の関係ですけれども、答弁では相談員配置を6月補正で検討しているということですが、例えば補正にかけるにしても、どういう地域にどのぐらいの相談員を配置するとか、そういうことをスピーディーに決めて対応しているわけでないのでしょうか。その辺のところ、どのぐらいの人たちを配置して、この生活保護のほうの関係もどのようにしていこうかというところが県のほうで検討されていないのかというところが、答弁でいただければよかったのではないかなと思っております。その辺もお聞きしてみたい。もう一度聞いてみたいと思っております。

それから、仮設住宅に入る人たちのコミュニティーが今後守られる状況になっているのかと。今のところ抽選で優先順位、例えば75歳以上の老人のいる家庭とか、小学校5年生以下の子供がいる家庭とか、あとは障がいを持った人たちが先に入れるような状況になっておりますと聞いておりましたが、そういう形の中で、入った仮設住宅の中でちゃんとしたコミュニティーが守られる状況なのか、その辺のところも聞いてみたいと思っております。

それから、お米のほうでございますけれども、出たか出なかったかぐらいはわからないのでしょうか。トン数、幾らのお米が政府米として出たか。出したか出さなかったかでなく

て、本当に出たのか。全然どの新聞を見ても、この政府米の新聞の記事がなかったのですよね。例えば古米、古々米あるはずだと私は思っているのです。政府にはお米があるはずだと思っっているのです。それが今回の災害で全然災害地に出したとかというような記事が出てこないの、政府がそのまま持っていて出さないのか、出したとすれば、米が欲しい人たちがいっぱいいるわけですので、それを県から要請して出していただいて、逆にことしの産米を政府米として、備蓄米としてある程度農家からある程度高く——うんと高くしなくてもいいのですけれども——買って農家の人たちも元気にしていかなければならないではないかなと思っうのですね。その辺のところをもう少し、どう考えているのか、お聞きしたいと思っっております。

○小田原地域福祉課総括課長 沿岸被災市町村の生活支援相談員の配置につきましては101名の方の御要望がありまして、6月議会に補正予算要求をさせていただきたいと思っしております。

それから、生活保護の関係でございますが、新聞等でも報道がありましたが、陸前高田市の福祉事務所におきましてはケースワーカー2人のうち1名が行方不明になり、ケースファイル等の台帳が流失したということがございまして、その体制につきましては厚生労働省とも共同で整合しておりまして、名古屋市から1名、それから一関市から1名のケースワーカーを応援いただくということで、年度末までは派遣いただくという長期的な派遣で体制を強化するという形で対応しております。

○鈴木県北沿岸定住交流課長 仮設住宅入居の選考、決定方法でございますが、被災した12市町村のほうに確認したところ、抽選だけで決めるというところは一つだけございまして、残りの11市町村につきましては、例えば従来お住まいの地域の方がその地域内の仮設住宅にまとまって入れるようにするとか、あとはいわゆる高齢者であるとか、就学児童を抱えた方を優先する枠を半分、それからその地域にまとまって動かれる方を半分という混合タイプ、それから結果的に希望する地域に皆さん行けたという方がいる市町村等ございまして、ほぼコミュニティーといいますか、希望する地域にある程度まとまって動けるような形になっていると聞いてございます。

○小岩農林水産企画室企画課長 政府の備蓄米のその援助米として出したかというお尋ねでありますけれども、現在まだ確認しているところございまして、もう少し時間をいただきたいと思っいます。申しわけございませぬ。この時間の中でお答えしたいと思っいます。申しわけございませぬ。

○工藤勝子委員 その101名の相談員ですけれども、これは全国からの相談員が来るとい

うことなののでしょうか。これは県内の人たちだけでは対応が非常に難しいのではないかと
思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小田原地域福祉課総括課長 新たに被災地のほうで採用していただく職員ということで
予定してございます。

○工藤勝子委員 被災地のほうで採用するといいますと、結局この相談員というその資格
の関係はどうなっているのでしょうか。そういう資格を持った人たちが被災地にいらっし
やるということなののでしょうか。

○小田原地域福祉課総括課長 まだその資格要件とか、どういう方を採用するかという
ところまではまだ詰めていないところがございますけれども、十分なバックアップ体制をと
った形で活動していただくような仕組みにしていきたいと考えております。

○中平均委員 2点お伺いします。

最初に、義援金等被災者等の支援についてお伺いします。本日の資料によりますと、4月
20日に県のほうでは市町村に対し144億円配分したということになってはいますが、5月20
日現在で5,629件、24億円の義援金、支給率16.9%とありますけれども、この16.9%とい
う数字を県としてどのようにとらえているかという点と、この16.9%の状況ですね、多い
のか少ないのか、少ないとすればどういうことが要因ですよということをお知らせいた
だきたいと思えます。

あと、災害弔慰金の関係について、これは亡くなられた方に対して支給されるものとい
うことございまして、現在3件ということですが、ここが進んでいないといえますか、
その理由についてもお聞かせください。

○鈴木青少年男女共同参画課総括課長 義援金についてのお尋ねでございます。

第1次配分144億6,200万円余の中で、今は24億4,675万円しか交付されていないとい
う状況でございまして、一日でも早く被災者の皆様方のお手元に届くというのが非常に大
切だと思っているところでございます。そういう意味ではまだまだ頑張らなければなら
ないということでございます。

市町村の義援金に係る行政体制の整備を図るために、今回4月27日以降県職員の派遣で
ありますとか、他の都道府県等の御協力もいただきまして合計44名の職員を派遣し、事務

処理体制の整備に努めているところでもございますし、日常の業務の中で義援金等の支給に係る必要な御相談に応じているところでございます。そういう中で義援金の支給につきましては、大分行き届かないのであればもう一回協力するという状況でございます。また、現在の事務処理体制につきまして改めて市町村のほうに聞き取りをしております。さらなる職員派遣の要請等もありましたらば、関係方面と御相談申し上げまして、さらに支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、災害弔慰金についてのお尋ねもございました。まだまだ3件ということで非常に低い状況でございます。これは、制度的には申請をいただいてからということではなくて、市町村が調査をしてお配りをするものでございまして、事務処理の実際の流れといたしましては義援金等の支給の申請をいただきまして、それに基づきまして弔慰金の支給対象者が確定されていくという流れになっているものでございます。これも被災者の生活再建にとりましては大変大きなものと考えているところでございまして、義援金、支援金、弔慰金の早期支給に向けましてさらに市町村を支援してまいりたいと考えているところでございます。

○中平均委員 44名職員を派遣してやっているということで、5月20日現在の支給率はそのように伸びているか、1週間で。具体的にどれだけ伸びたのか、もしわかれば聞きますし、あと大変申しわけないのですが、今の御答弁だと努力しますというだけであって、具体的にやはり何かしていかなければならないのではないのでしょうかね。いついつまでにせめて50%の支給率を目指していく、当然災害弔慰金もそのような形で追随して出していくというような形を——やはり皆さん御努力されているのは十分承知していますし、自治体のほうでも多く被災した中でやっているのは私も知っております。そういった中でこれから生活再建等を図っていく上で、遅くなるより早ければ早いほうが当然いいわけでございますし、せめて7月上旬、仮設住宅に全員移るといった段階には、ある程度の形にはいくような形とか、そういった目標設定しながら次に向けてやっていくということが、被災地の安心感にもつながってくるのではないかと思います。そういった点を含めてどのように考えているのかをちょっとお聞かせください。

○鈴木青少年男女共同参画課総括課長 義援金の支給状況ということでございますが、5月13日現在の支給状況について、本県は大体10億円でございます。全体の7%という状況でございます。それが現段階では16.9%、大体10ポイントほど伸びてきているということでございます。そういう意味では市町村の体制が整備されたという状況の中で、受け付けでありますとか、受け付けした後の処理でありますとか、それが加速度的に速くなってきているのではないかなと考えてございます。全体の交付見込みにつきましては、このような状況を見ますと6月中には義援金につきましては大分交付されるのではないかなと考えてお

りますし、そういう形になるように県としても支援してまいりたいと考えておるところでございます。

○中平均委員 それでは、まず6月中には第1次の義援金が一日でも早く届きますように、また6月中と言わずに一日でも早くに避難所にそれをと、皆様の御努力を御期待いたします。

続きますて、1点です。三陸沿岸の復興は復興道路の整備からと政府のほうに要望しているということでもございました。その点に関してはまずそのとおりだろうと私も思います。これにかかっている路線を見ますと、基本的には高規格道路だけでございます。横断軸でありますとか、そういった点を含めて出していけないと本当の意味での復興道路といえますか、災害時の取り組みを整備するという観点からも足りないのではないかと思います。そういった点につきまして、今回三陸縦貫自動車道のほかのあとは釜石道路、それ以外のその路線、要は3けたの国道をどのようにとらえて復興道路に入れていくのかをお伺いしたいと思います。

また、復興道路のほうに関連しまして、県としてはこのようにしてやっていくと。そして、あと各自治体にとっても今回の災害においていわゆる孤立集落が多く発生して、初期段階大変だったというところもあります。県の復興計画等を策定していく中で当然盛り込まれてくるのだらうとは思いますが、その孤立集落等を解消していくための取り組みというのも、またあわせて入れていかなければならないでしょうし、岩手県全体としてはこの復興道路を考えてやっていくと。そして、県としても国にもまたそういうを要請しながら、自治体としてその孤立集落をなくしていくための、今回の災害を受けて各自治体が同じような形で、その道路を各自治体なりに復興道路的なものをやるときのビジョンの示し方であり、その補助率等のかさ上げなりという点を今後考えていく必要があるかと思いますが、その点をお伺いします。

○平井理事 復興道路の考え方についてのお尋ねでございます。

現在国に強く要望しておりますのは、縦軸の三陸縦貫自動車道等の3路線と、それから東北横断自動車道の釜石秋田線等の横断軸の重点的整備ということでもございます。横断軸につきましては、等という言葉を使っておりますとおり、釜石秋田線だけではございませんで、国道106号が高規格ということも念頭にございます。それは第一弾として、もう2次補正をにらんだ形で国に強く要望している事項でもございます。委員御指摘のように、三陸沿岸の中で孤立集落が発生しないための高規格あるいは地域高規格型、一段下がったクラスの道路の整備というのも非常に重要なことかと思っております。国においては、代行制度の見直し、拡充

というものを検討しているというような報道もございますので、それらも見据えながらそういういったクラスの道路をいかに早く効率よく整備していけるか、今後検討してまいりたいと思います。

○中平均委員 国道 106 号のお話もありましたが、やっぱり久慈市の場合は国道 281 号もあるわけですね、簡単に言えば。たまたま今回被災した中で、例えば岩泉のほうは早坂トンネルができていた関係でそこまでは物資を取り扱った。例えば久慈のほうは国道 281 号が一時とまりましたけれども、基本的にとまらなくて、あと国道 4 号のほうから 2 本入ってくる道路があった。片や宮古のほうの国道 106 号がとまってしまうと横から入ってくる道路はもうなくなって、南に行けばいくほどそういうところがあったと伺っていますし、この等というので全体を勘案するというお話もありましたが、ぜひとも再度国に対して強くやはりこの地域、もう孤立させていけない、今後の今回の災害の教訓も踏まえてというところで、より強く今後の 2 次補正に向けての県の動きをよろしくお願いしたいと思います。

あと、これはさっきの繰り返しになりますが、この全体の大きい道路とは別にまた地域、地域、久慈であれ、野田であれ今回被災した地域及び孤立した集落、今までの主要幹線が津波で通れなくなって、裏の道路といいますか、細い道路を通っていく中で結局そこが自治体の予算の関係でいまだ整備できてこなかったというところもあります。何も立派な道路にするとかというわけではなくて、いざ災害のときに通常のように使えるような形で整備していくということは、これは今回被災地域に当てはまることだと思いますし、そういった点を含めての復興計画の中で地域の緊急的に使用できる道路を整備する際の考え方であり、補助のかさ上げなりというのをやはり示していかなければ、この地域もまた復興ビジョンというものも成り立たないのだらうと思いますので、その点踏まえて今後検討をお願いしたいと思いますが、所感あればお伺いしたいと思います。

○平井理事 横方向の道路につきましては、東北地方整備局ではくしの歯作戦というような言い方をされていて、私が申し上げました 2 路線に限らず、最初の段階は救援ということだったので、あるいは復旧、復興において非常に大きな役割を果たしているというのは、県もいろんな自治体も共通の認識かと思います。今復興道路として国に強力に要望しておりますのは、国において主体的に取り組んでほしいという意味の路線でございます、県もやるべきことはちゃんとやらなければいけないと、それに当たって県の負担がなるべく小さくなるようにという趣旨の要望は今後とも活動してまいりたいと思っております。

○佐々木順一委員長 先ほどの工藤勝子委員の質問中、備蓄米に関し執行部から答弁を求められております。これを許します。

○小岩農林水産企画室企画課長 先ほどの、政府は米を本県に持ってきたのかという御質問でありますけれども、米そのものにつきましては国のほうから来てございます。しかし、その量につきましては現在ちょっとまだデータを知ることができませんで、国のほうに現在問い合わせしておる状況でございます、大変申しわけありませんが、これにつきましては後ほど資料として提供させていただきたいと思っております。

なお、現状においても米が必要であるということについて、政府に対して申し述べるべきではないかということもございましたけれども、これにつきましては国のほうに申し入れを行っていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○佐々木順一委員長 それでは、後ほど資料として御提供ということで御了承をいただきたいと思います。

○嵯峨耆朗委員 何点か質問させていただきます。

初めに、先ほど工藤勝子委員からも出ていましたけれども、仮設住宅に入居した後の支援ですけれども、きのうの新聞に出ておりましたけれども、陸前高田市では仮設住宅に入居した被災者には食料支援を今月いっぱい終了するという話が出ておりました。そして、この仮設住宅に入居している方々は水道や光熱費も自己負担なわけですね。自立に向けてという意味で言うと一定のそういった少しずつ減らしていく支援をとというのはあり得るのかもしれないけれども、結果としてこれどうなっているかということ、仕事もない、年金者がおばあちゃん1人しかない、食えない。物買うにも買いに行けない。だから、仮設住宅に住むのではなくて黙って避難所に住んだほうが良いということで、仮設住宅に申し込んだけれども、仮設住宅ではなくて避難所に戻っていると、もしくは動かないという、そういう実態があるという話ですけれども、そのとおりですかね。

○鈴木青少年男女共同参画課総括課長 まず、御質問にございました応急仮設住宅への給与の関係の基本的な考え方について御説明を申し上げたいと思います。

災害救助法上は、給与は県が行うこととなっておりますけれども、今回の災害につきましては市町村にその事務を委任しております。炊き出しとか生活必需品の給与などに要する物資とかにつきましては市町村に委任をしておりますので、市町村が行うことになっております。ところが、今回の地震災害等が非常に大きいということでございまして、市町村におきましては独自に物資を調達することが困難な状況にあるということで、市町村からの要請を受けまして県が物資を調達し市町村に供給しているというものでございます。

炊き出しとか生活必需品の給与等につきましては、災害によりライフライン等が途絶してみずから食材等を得ることができない被災者に対しまして、被災者、今回の場合は在宅通所の被災者も含めてでございますけれども、行っているものでございます。ライフライン等が回復して応急仮設住宅への入居が可能になった段階におきましては、生活支援物資の給与も終了するということが災害救助法の考え方の基本でございます。ただ、市町村が被災地の物流等が回復していないということで、応急仮設住宅の入居者がみずから食材を調達できない等の事情があるというような場合につきましては、引き続き食材等の給与を行う必要があると判断した場合に行っておるということでございます。そういうことで、各市町村の地域の状況によりまして、その物流等の状況が回復しているかどうかの判断の中で、市町村ごとに対応が異なっておるということでございます。

生活再建の資金の関係につきましては、災害救助の考え方とはまた別のところでございまして、災害救助につきましてはただいま申し上げました、いわゆる炊き出しができないというようなことで食材等を提供しているものでございますけれども、生活再建につきましては先ほど御説明申し上げました義援金でありますとか、支援金でありますとか、また生活福祉資金の貸し付け等によりまして別途被災者を支援してまいりたいと考えているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 申しわけないけれども、おれの質問ちゃんと聞いていたのですか。全然答えになっていないではないか。私は、そういう実態を把握しているかと、こういう食料支援を打ち切られたことによって、仮設住宅に住む予定で要望したけれども、食っていけない、生きていけないからまた避難所に戻ると、そういう人たちがいるという話聞いているけれども、それが本当なのかどうかというのを最後に聞いたではないですか。全然答えになっていない。

○鈴木青少年男女共同参画課総括課長 個別にはそういうお話は、私個人は承っておりますが、そういうことがあるということは承知しているというところでございます。

○嵯峨耆朗委員 個別には承っていないとか、そんな、甘いですよ、全然。食べ物なくて必死なわけですよ。でも、プライバシーも守りたいし、生活を一定のレベルにしたいからって仮設住宅を要望した。要望して行ったら、行った途端に食べ物来ない。ちゃんと現場に行って調べたほうがいいと思いますよ。そして、市町村に委託という話をしているけれども、市町村は現場の業務としてはその食料支援なども大変ですよ。例えば民間の人にそういった物資の配送とかを委託するとか、さまざまな形でやり方あると思うのですよ。はい、もう移ったからいいのだとか、そういう姿勢で市町村がやっているとしたら、市町村にももっと違った指導をすべきだとこれは思います。そういう実態を把握していただきたいと、そう思

います。

全然違う話をします。先ほど定置と漁船の話がありましたけれども、同様の事例があって非常にいい制度のようでありながら実態に即していない、ですから適用しようと思っても…。伊藤副所長に質問するのもどうかと思って聞いているのですよ。だから、わかる範囲内ですけれども、例えば今回の国の1次補正によって共同利用漁協等が持っている冷蔵庫とか冷凍庫、それに10分の9の補助をしましょうとなっている。10分の9、非常にいいことです。ところが、激甚災害に基づいた10分の9ということは通常では再取得価格、同じものを購入して設置する場合の10分の9だと思っていたのですけれども、激甚災害の適用だと残存価格の10分の9なのです。津波に流された、何も残っていない。だから、そういった制度があってそれはちゃんと把握していると思うのですけれども、これはどのように考えたのか、わかればですけれども。

○伊藤水産技術センター副所長 共同利用施設の整備につきましては、おっしゃるとおり激甚災害は適用されているのですけれども、補助率は10分の9ということにはなっておりますが、施設の残存価格の10分の9が補助率ということですので、施設の設置年数が長くなればその分残存価格が落ちるということで、補助金が下がってくるということです。一方で養殖の激甚災害については残存価格を3分の2見るとか、あるいは漁船については新規の購入価格で見るというようなことで、今回の1次補正、その激甚災害の取り扱いがどうも一定ではないのかなと思っておりました。その点につきましても、我々は同じように、つまり新規購入の価格も対象にしてくれというようなことを申し入れているところでございます。

それと、先ほど嵯峨委員から質問がありました定置の件についてちょっと修正させていただきたいと思います。個人で何人かが経営している定置、これについては今回の補助の直接的な対象とはなっておりません。それは先ほど申したとおりでございます。ただし、方法としましては、漁協が一たんその個人の人たちの定置網を借り受け、それをリースする、これは定置網も漁船も同じでございますが、リースして操業を再開させる、その方法はとれるということです。まずこのような方法を活用して定置の再開に向けて支援してまいりたいと思っておりました。

○佐々木順一委員長 嵯峨壱朗委員の質疑の途中ではありますが、委員の皆様にお知らせを申し上げたいと思います。

平井理事、廣田理事においては、衆議院東日本大震災復興特別委員会委員来県対応のため、ここで退席いたしますので、御了承願います。嵯峨壱朗委員、特に御了承願いたい。

それでは、質疑を続行いたします。

○嵯峨耆朗委員 ありがとうございます。今そのやり方しかないのですね。今の定置なんかもそうですけれども、今回の冷蔵庫とか冷凍庫、本復旧は2次補正という話も出ていますけれども、実際にはもう9月に漁期が始まる。サバでもサンマでもそうです。サケもそうです。冷蔵庫も冷凍庫も今工事し始めないと実際には間に合いません。そういう実態です。ところが、今こういった予算措置の中で各漁協とかは、もう手をつけたいけれどもつけられないという状態。となると、ことしの三陸の漁期は全く現実的には不可能だということになっています。ですから、もちろん知っているかと思うのですけれども、同時に本復旧に向けてもう今手をつけた冷蔵庫、冷凍庫とか、そういった共同利用施設については、例えば9月1日に遡及するとか、6月1日に遡及するとか、そして予算措置の対象にするとかということ強く国のほうに要望していただきたい。そうではないと全く成り立ちません。現実的ではない。定置網もそうです。ですから、現場的に言うと魚は生きているし、そういうものだから常にそこに合わせてやっていかないと。もちろん知っているかと思うのですが、そういったことを強く要望していただきたいし、県もそういったできる限りのことをしていただきたいですけれども、所感があれば。

○伊藤水産技術センター副所長 特に本県の場合は、秋サケ、9月に漁を迎えるわけで非常に重要な収入源でございます。そうしますと、今からですと時間的にも4カ月ぐらいしかないということで、その間に定置を整備し、漁船を整備し、あるいは市場、水道、冷凍庫、これらを整備していくには確かに時間は厳しいと思っておりました。国の予算を見ますと、1次補正の中でも遡及を認めているものが実はございます。ですから、この方法としましては、2次補正を早くしていただくか、あるいは遡及を認めていただくか、このどちらかではないかなと思っておりました。我々は2次補正を早くと申し上げてございますが、そうでなければ何らかの形で遡及を認めさせてほしいというようなことを申し述べていますし、この二つの対応をにらみながら何とか早急に施設等の整備を支援してまいりたいと思っておりました。

○嵯峨耆朗委員 ぜひお願いしたいと思います。こういった議論は今来た衆議院東日本大震災復興特別委員会の人たちに本当は聞かせたいですよ。それはそれとして。

別の質問します。仮設住宅がいろいろできてきております。これは、予想よりも早くできているということでもいいことだと思うのですけれども、寒冷地仕様という話だったような気がしますけれども、その認識で間違っていないですかね。

○大水建築住宅課総括課長 仮設住宅についてでございますけれども、断熱性につきましてでは一定の断熱材によりまして寒冷地仕様ということで対応していくということでございますけれども、現在既に建てられている住宅については断熱性がやや弱いということがございますので、住宅入居後に後施工で断熱材をさらに入れるような対応を検討していきたいと考えております。

○嵯峨耆朗委員 最初の契約の段階で寒冷地仕様の応急仮設住宅という形で発注して契約しているのではないですかということを知っているのです。それでいいのですかということです。

○大水建築住宅課総括課長 寒冷地仕様ということで建設を進めていくということで事業者と契約を進めているということでございます。

○嵯峨耆朗委員 今最初ちょっと答弁したの、実態は違うのですよね。見ましたか、現場。全く寒冷地仕様になっていない。むき出しの水道管、そして聞くところによると断熱材も10センチではなくて5センチなそうです。そういったのは寒冷地仕様というのだろうか。仕様違反ではないですか、契約違反ではないか、僕はそう思っていますけれども、そのとおりやっていないのだから。

○大水建築住宅課総括課長 これまで建設を進めてきたところにつきましては、非常に資材が限られているという中で建設を進めてきたという状況がございまして、一部その寒冷地仕様できていないところございますので、そうしたものについては後施工ということで、後工事で対応できればという想定を進めているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 それって契約違反ではないですか。だってそれでできるって受けているのでしょ。違反ではないですか、どうですか。その1点だけ聞きます。

○大水建築住宅課総括課長 資材が非常に厳しいという状況を踏まえて、後工事、一たん入居後工事を行うということで、交渉させていただいているという状況でございます。

○嵯峨耆朗委員 聞いていました、そういう話。もう住んでいるわけです。住んでいて途中で寒くなったからって工事する。壁はがして断熱材を入れるのですか。そうなのですか。それもどうかと思うのですけれども、これは契約違反だと思っている、違いますか。その1点だけ答えてください。

○大水建築住宅課総括課長 契約違反ということではないと思っておりますけれども、資

材がなかなか入らないという状況の中で、やむを得ない措置ということで入居後の施工となることもやむを得ないと判断して対応しているものでございます。今後については、入居者の方々に退去するというにならないように外断熱工事を実施するというで調整中であります。

○嵯峨耆朗委員 僕が言っているのは、ちゃんと聞いている人もいますけれども、契約の時点では寒冷地仕様の応急仮設住宅をつくるという契約をしているわけでしょう。資材がないかどうか、それは契約しなかったらいい話であって、それではどこだってできるところにやらせればよかったのであって、私は答えになっていないと思います。しかも、これは明確な契約違反だと思う。違いますか。

○大水建築住宅課総括課長 契約違反ではないと考えております。

○嵯峨耆朗委員 だって最初に総括課長、寒冷地仕様という仕様で契約したと言ったでしょう。私それは言質とりましたよね。実際にはそうでないと言っているのに、なぜ契約違反ではないですか。なぜそれを契約違反ではないと言えるのか、説明してください。

○佐々木順一委員長 正面から答弁をお願いいたします。

○大水建築住宅課総括課長 標準仕様というのと寒冷地仕様というのがございまして、当初3月から4月にかけては、まずその標準仕様で建てざるを得ないという状況で建設を進めておりまして、その後最終的に岩手県では寒冷地仕様で整備をしようということで調整が図られたということでございますので、買い取りの契約のときに、さらに建設終了後外断熱工事を行う契約を結ぶことで対応しているということでございます。

○嵯峨耆朗委員 ちょっと認識が、岩手県は寒冷地ですよ。最初から標準仕様ではだめだとわかっているのではないですか。にもかかわらずなぜそういうところと、ちょっと僕は理解できないけれども、そういう契約違反だと私は思っています。多分みんなそう思っていると思うのですけれども、いずれ頑張ってやってもらっていることについては感謝するし、だとすれば最初からそのようにやればよかったわけですよ。標準仕様でやりますけれども、途中で、今間に合わないのだから寒冷地仕様でやる場合がある、工事すると明確に言っていればいいのであって、最初から寒冷地仕様で、しかも単価が寒冷地仕様の単価でしょう。358万円だったか、忘れちゃったけれども。それ自体がもうおかしい話だ。最初の契約をその金額でやっていて、寒冷地仕様ではないのをわかっていてやらしていると私は思います。だから、ちょっと納得しがたいけれども、答弁あったら。

○大水建築住宅課総括課長 最初からすべて一緒に工事が行われればというのは確かでございますけれども、何分にも資材が足りない状況からスタートしたので、4月の時点では標準仕様でやらざるを得ないという状況だったということでございますけれども、これから冬に向かいますので、早急に後工事を行えるように対応していきたいと考えております。

○嵯峨竜朗委員 ちょっと納得できないけれども、最初から標準仕様でも何でもいからその業者に発注したいという、結局そういうことではないの。私にはそうとしか聞こえません。最初からプレハブ建築協会だか何だかわからないけれども、そういうところに発注ありきというスタンスでやっているとしか思えません。そうでなければ、寒冷地仕様でなければ契約するはずはない。岩手県は寒冷地ですし、寒冷地仕様ということで単価も設定している。にもかかわらず標準仕様でやるしかないことを知っていながら契約したということ自体もう変だ。あなたの言っていることは余り理解しがたいですよ。自分では正しいと思ったかもしれないけれども。そういうことでしたね。この辺でやめておきます。答弁あったら答えてください。

○佐々木博委員 私も仮設住宅について、今建築住宅課総括課長が資材が入っていないということをおっしゃいましたけれども、私もこのことをよく聞いていまして、この間公募で県内2,000戸発注していただきました。1万1,000以上の募集があったということで、これも考えてみれば今これだけ仕事がなくそれだけ申し込みもあったと思うのですが、実はやっぱり問題になっているのが資材の関係なのです。たしか6月いっぱいまでに建設を終えるということが条件だったと思いますけれども、聞くところによりますとユニットバスだとか、あるいはグラスウールですね、断熱材、それから給湯器なんかも一部部品が入らなくて大変流通が悪いと聞いておまして、それで問題は非常に時間がない中で公募をして業者選定して発注をされたわけでありまして、業界の中ではもちろんある程度資材を押さえて申し込んだところもあると聞いておりますけれども、全然資材を押さえないでただ申し込みだけをして、それで困ったからこれから資材の調達をしなければいけない。そういったところはまず間に合わないだろうと実は業界では言われている。間に合わないというのは、資材の調達が間に合わないだろうと言われておるのですが、私も幾らかこのお話当局にも申し上げたことはありますけれども、実態についてある程度把握されているでしょうか、どうでしょうか。

○大水建築住宅課総括課長 公募事業者における資材の状況でございますけれども、確かに一部において断熱材であるとか、給湯器の調達が厳しいというような話はいただいておりますけれども、各事業者において協力いただいているところでございます。本当に工期に間に合わないという状況にあれば、速やかに私どものほうに協議いただきたいという話はさせていただいております。現在のところ工期に間に合わないというような話をいただ

いているところございませんので、何とか資材の調達については行われているという状況ではないかと見ております。

○佐々木博委員 それであれば大変いいと思っておりますけれども、被災地いろいろ時間とともに必要なものに対する要求というのは違って、今はやっぱり仮設住宅に対する要求というのは非常に強いと思います。6月末までに全部が間に合えばいいのですけれども、もし状況に応じては県も側面から支援するような体制をとる必要があるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あわせてですけれども、さっき水道管の配管の問題が出ましたけれども、浄化槽も何か据え置きだと聞いているのですね。それで、やっぱり岩手県ではこれはちょっとなかなか難しいのではないかと、やっぱり半分埋め込むとか工夫しないと寒冷地の関係で難しいのではないかという話も浄化槽の関係者からいろいろ出ているようでありますので、その辺についても御検討をぜひともいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○大水建築住宅課総括課長 浄化槽につきましても一定の断熱性は確保したものを設置するというので対応させていただいておりますけれども、浄化槽自体が非常に資材不足という中で設置しているという状況でございますので、個別の状況を見まして必要な対策というものはとっていただけるように検討してまいりたいと思ひております。

○田村誠委員 仮設住宅おかげさまで順調、完全順調というわけではないのでしょうかけれども、かなり早まっていることに対しましてまず感謝を申し上げます。そこで、今私どものところでお願ひされているのですが、身体障がい者の方々の施設、例えばふろ場には入れない、車いすであればですよ。トイレもそのとおり。それから、スロープはつけていただけるようになったようではございますけれども、トイレに手すりがなかったり、片方にはあるけれどもう一つない。そういう方に対して、夏場の場合はシャワーで我慢しろとか、そういった話までされたと言われているのですけれども、やはり車いすで被災された方、非常に多いのだらうと思ひます。そういうことから考えますと、そうした身体障がい者向けの仮設住宅、あるいはただバラスを敷いただけでは車いすが回らなくなってしまうので、そうした施設の整備を早急に考えていく必要があるのではないかと思ひますが、その点についてお伺ひします。

○大水建築住宅課総括課長 身体障がい者の方々への配慮ということでございますけれども、まず標準仕様として玄関の内外と、それからおふろ、それからトイレには手すりを設置しているところでございます。また、玄関にはどうしても段差がございますけれども、希望される方には玄関の前にスロープを設置するというような工事を行うように対応しているところでございます。ただ、どうしても住宅の内部、特に浴室に向けては段差が生じてしま

うということでございまして、御希望がございましたら手すりの設置であるとか、スロープの対策ということも対応していきたいと考えております。また、難度の障害をお持ちの方については、福祉仮設住宅ということでグループホーム的な住宅も設置するというようにしております。こちらは完全バリアフリー対応で身体障がい者の方々向けのトイレというものも設置するようしております。また、仮設住宅にあわせて集会所も設置するというようにしております。そちらのほうにはやや広目の浴室と、それから身体障がい者向けのトイレを設置するというので取り組んでおりますので、そうした整備を進めることによってできるだけバリアフリーに対応した仮設団地という整備を進めてまいりたいと考えております。

○田村誠委員 ありがとうございます。そこで、もう既に入っていらっしゃる方もいるわけですね。それで、本人はふろに入れられないために別なところの施設にいる。そして、家族だけ行っているという方もあるわけですが、これはいつごろから建てられて、いつごろから入所させられるか。障がいのある方の仮設住宅ですよ。

○大水建築住宅課総括課長 具体の被災者の方の入居につきましては、市町村のほうでどういった障がいの状況かということ踏まえて入居対応するということになりますけれども、市町村のほうと連携しまして障がいをお持ちの方についての入居対応、それから住宅内部にバリアフリー対応していきたいと思っておりますし、必要に応じてグループホームのほうに入居いただくとか、そういう対応についても市町村と調整していきたいと考えております。

○田村誠委員 だとすれば一日も早く市町村に対してそういう指導をすべきではないでしょうか。まだやっていないのでしょうか。そういう障がい者向けの住宅を建設するとか、例えばバリアフリーにするための取っ手をつけてもいいよとかというのは最近出てきたような話、それも下から問いかけられてそれに答えるという状況のような気がするのですけれども、もしそういう住宅をつくっていただけるということであれば、早くその市町村にこういう調査をしろとか、そして必要ならばつくるぞという説明をするべきだと思いますが、その辺はどうですか。

○大水建築住宅課総括課長 これまでも仮設住宅に対してあわせて市町村の担当者に説明はしてきているところがございますけれども、周知が十分でないというところもあろうかと思っておりますので、さらに周知を徹底するようしてまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 私からは大きく2点について質問させていただきたいのですが、まず1個目が働く場ですね、雇用の問題ですが、今もう震災から2カ月半が経過した

わけですが、やはりなかなか若い子育て世代といますか、そういった方々がどんどん地元を離れて内陸あるいは仙台、東京と、どんどん仕事を求めて出ていっている状況であります。また、その地元の企業としても何とか再開をしたいという企業多いのですけれども、やはり高齢化の問題とお金ですね、まさに二重債務の問題等が重なってなかなか復活できない状態であります。それで、きょうちょっと資料見させていただきまして、東日本大震災津波からの復興に向けた取組についてと、9ページの二重債務解消に関してという内容が、内容としてはまさにこのとおりだと思うのですけれども、今商売再開するに当たって求められているのはそのスピードですね。いかに早くこういったことを制度化して、再開しようとする人たちがこういった制度を活用できるかだと思うのです。これは国に上げる事項としてはいいと思うのですけれども、これとは別に、県としてもやはり早急にこういったことからやっていくべきだと思うのですけれども、現在県としてそういった再開しようとする者たちに対しての支援の取り組みについてお聞きしたいと思いますけれども、何かあれば。

○飛鳥川商工企画室企画課長　まずは雇用の場の復活ということで、これはもう喫緊の課題ということで4月臨時会の中で、とりあえず被災の程度の浅かった部分の小売店また店舗、そういったところを修繕して立ち直っていただきたいということで、修繕の補助事業を立ち上がらせていただいたところです。また、規模の比較的大きい30人以上の規模の工場等についても、県単で補助制度を創設させていただいたところです。また、あわせて金融の部分について緊急融資的な枠も創設をさせていただいて、大事なところのその金融補助、とりあえずのところは応急的には措置はさせていただいたところでございますけれども、やはり抜本的な金融のところもお金が流れていかないという、そのネックは委員御指摘のとおり二重債務の問題と考えております。その中で復興構想会議の中で二重債務の問題を提案させていただいたところでございますけれども、昨今の新聞等からすると大分二重債務が国全体の問題として位置づけられてきたのかなと考えております。その中で県が提案しているのは一例でございます、金融機関のほうと相談をしながら、まずどうすれば貸し付けができるか。金融機関もまた被災者でございます。金融機関が悪いわけではなくて、やはり全体のお金が流れる基金をつくるのが一番大事でございますので、その中では返済猶予というのも一つの方法ではございますけれども、あわせて新しいお金が流れる仕組みを今盛んに協議しておりますので、できるだけスピーディーな対応をしていきたいと考えております。

○岩崎友一委員　まず、二重債務の問題に関してはぜひとも早くやっていただきたい。今人口どんどん減ってしまいますと、仮に半年後、1年後商売を再開しても商売ももう成立しなければ継続していけないといった状態になりますので、その点はぜひともお願いをしたいと思います。

2点目が医療の件に関してちょっとお聞きしたいのですが、まず1点目が今回の震災で被災しました大槌病院、日本災害医療ロジスティック協会のほうでプレハブで今着工中だと思うのですが、これの完成めどを示していただきたいのと、あと今回県立山田病院と県立高田病院も被災していると思うのですが、この二つの病院について今後仮設を建てるのかどうか、その見通し、見解についてちょっとお示しいただきたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 被災をした3病院につきまして、御案内のとおり今県立大槌病院、日本災害医療ロジスティック協会から寄附いただきまして着々と準備を進めているところでございます。6月中にある程度の形ができるのではないかと見ております。そのほか県立山田病院と県立高田病院のほうについても、医療局のほうでちょっと具体的な仮設診療所の設置に向けて今検討を進めていると理解しておるところでございます。

○岩崎友一委員 具体的な時期のめどというのはどうなっていますでしょうか。

○野原医療推進課総括課長 具体的な時期のめどでございますけれども、今繰り返しになりますけれども、仮設住宅が7月中にかなり出てまいります。そこをめどに仮設診療所というものも出てくるのではないかと思いますし、またあわせて民間の診療所も多数今回被災をしている状況でございます。先般の4月補正予算におきましてこの仮設診療所の設置に向けた予算を御提案し、お認めいただきましたので、民間診療所の仮設診療所の設置に向けても具体的に各地、先生方を回りまして今検討を進めております。こちらのほうもできるだけ早く、そしてまだ、本当に今具体的に個々詰めてございますので、何月何日ということはまだお示しできる段階ではございませんが、早い段階で6月、7月、そういった段階を目指して検討を進めている段階でございます。

○岩崎友一委員 私もいろいろ聞いている話でも民間の先生方も徐々に再開しているという話も聞きますけれども、やはり岩手の医療において今までも県立病院を中心にやってきた部分もありますので、今後も引き続き県立病院を中心としてそういう医療のほうを提供していただきたいと思いますので、遅くとも仮設住宅ができる時期に合わせて仮設の病院も県立病院もできるようにお願いをしたいと思います。

○佐々木順一委員長 答弁はいいですか。

○岩崎友一委員 答弁はいいです。

○久保孝喜委員 私は、放射性物質の測定体制の拡充についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

5月13日に滝沢村の牧草から放射性セシウムが測定されて、暫定許容値を超えたということで大変心配されましたし、びっくりしたわけですが、その後さまざま担当課にもお聞きをしたり、きょうも配付になっております議会からの調査依頼などの答弁などを見ても、いまいち災害対策のいわばこの測定業務に関して何か腰が引けているなという感じがしてならないのですが、最初にお聞きしたいのは、県内に1カ所しかない空間線量を測定するモニタリングポストは、極めて1カ所では不十分だということをこの場でも申し上げてまいりましたけれども、国に対してこの設置要請、増設の要請というのはされているのでしょうか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○小山総合防災室長 久保委員のちょっと御質問にお答えできるかどうか、本当に申しわけないのですが、モニタリングにつきましては環境生活部のほうで担当しておりますので、そういったことで私どものほうではちょっと把握しかねてはおりますけれども、いずれ防災の立場といたしましてはそういった面のモニタリングというのは非常に重要だと、こう考えておりますので、お答えになっていないのも重々承知の上でお話するのではございませんけれども、その観測を担当している部局に対してそういった点につきましては申し伝えたいなと思っております。申しわけございません。

○久保孝喜委員 お答えできないのに追加質問してもしょうがないわけですが、事ほどさようにこの問題はいわゆる担当部局任せで防災という観点での県の方針が出ていないということなのですよ。議会からの要請事項の答弁にも、県全体の取り組み、明確化の検討となっているのです。つまり防災上の方針がこの限りにおいては全く出ていないということを示しているわけです。しかし、実態は5月13日のその測定結果が示すとおり、福島から250キロ離れた地点で観測をされたわけですよ。そこに対する危機感が県の防災の体制の中には全くないということ、はからずも今の答弁で示してしまっているわけですよ。それは県民に対する信頼感を著しくそぐことになってしまうと私は思います。したがって、お答えできないので要望なのですが、空間線量と水道水だけしか今のところ測定していないわけですよ。しかし、全国で毎日伝えられているニュースの中では、校庭の問題やあるいは土壌の問題含めてさまざまなところにその放射性物質が測定されている。それに対する国民、県民の不安も大きいという実態があるわけです。しかも、モニタリングポストはそのとおり1カ所で、国に対して増設要請したのかすらもわからない。そういう実態なわけですよ。お隣の宮城県では、農産物、それから魚介類含めて県が調査を進めています。岩手県ではやっていないわけです。さらに、宮城県の方針としては全市町村に測定機器を7月中にこれを全部貸し出すということが決まっています。岩手県では何の方針提示もありません。そういうことを含めて、この問題は風評被害の問題を引き合いに出すまでもなく、結果の損失というのが極めて大きいわけですよ。そのために、知事の答弁にもあったように

測定をきちんとする体制を整えて風評被害を未然に防止をしていくという、そういう体制構築が今求められていると思いますので、その点を意見として申し上げて終わります。

○斉藤信委員 まず、第1に避難者の生活環境の改善、私繰り返しこの問題を指摘してきたけれども、何がどう改善されているのか。それで、厚生労働省は食費を1日1人当たり1,010円から1,500円に上げました。避難所設置経費も1日当たり300円から1,000円に上げたのですね。そもそも岩手県の実態はどうなっているか。このことも含めて避難者の入浴回数がふえたのか、食事の改善がされたのか、示していただきたい。

○高橋保健福祉企画室企画課長 避難所の実態調査の一つとして、内閣府が実施しております避難所実態調査というのがございますが、4月に3回調査し、直近では5月に9日から13日の間で第4回目の調査されております。その中で、温かいものが全く提供されていない避難所は、前回4月20日から4月24日に5カ所あったものが今回の調査では解消されております。これまで自炊型の屋内の炊き出しセットの配付であるとか、調理ボランティアの確保支援、テントの提供等を行いまして改善に努めてきたところがございます。また、日本栄養士会、県栄養士会、県内外自治体の協力を得まして栄養士を派遣し、避難所等での食生活や栄養相談指導等を実施しております。適正な食事回数、食事内容、必要な栄養量の確保について訪問時等に随時指導しております。

また、入浴につきましては全体の約4分の3に当たる182カ所で週に数回以上入浴が可能であり、残りの4分の1に当たる62カ所は週に1度入浴が可能であるとの環境であります。入浴できない避難所は前回調査時から解消しております。自衛隊による支援でありますとか、あるいは入浴施設へのバス輸送を主体となって取り組んでいるところがございますが、シャワー設備の設置等について市町村担当者等と相談するなどしており、引き続き改善に努めていくこととしております。

○斉藤信委員 話が具体的ではないのですね。大体温かい食事というのは、1日1回以上出ているところが78.0%なのですよ。おにぎり、パン。今どきおにぎり、パンなんてだめですよ。2カ月半もたってね。本当に1,500円以内ってなっているのだから、そういう限度で最大限栄養のある食事が提供されているかどうかは確認すべきですよ。それで、栄養調査をちゃんとやっていただきたい。宮城県は1,500キロカロリーしかとっていないと言うのだから。岩手県栄養士会って言っているけれども、調べたらいいではないですか、抽出調査でもいいから、どのようになっているかね。もう2カ月といたら限度を超えているのですよ、避難生活は。5月までに仮設住宅が入居可能なのは6,750戸ですからね。5,000人以上はまだ仮設に残るとい形になるのですよ、まだまだ。この改善。あとお風呂は週1回程度しか入れない、これはシャワー含めてですよ、25%あるのですよ。だんだん、だんだん暖かくな

ってくるときに週1回程度しか入れないといったら、これはもう劣悪も劣悪ですよ。毎日入って当たり前というような手だてを、ちゃんと経費があるわけだから、1日1人当たり1,000円の範囲内で避難所の経費というものはあるわけですから、きちんとはとらせるべきではないですか。この経費はどの程度使われているのですか。

○高橋保健福祉企画室企画課長 食事の改善につきまして経費の引き上げが行われたことから、栄養バランスに注意するとか、あるいは調理ボランティアの負担を軽減する等の観点から弁当の供給を拡大してきているところがございます。栄養士による調査においては、摂取栄養量等の聞き取りも行っておりまして、その集計等につきましては今後行われると聞いておりますし、聞き取り時点で明らかに劣悪なものについては改善を指導しているということでございます。

また、入浴につきましては、やはり水道の復旧がおくれている地域での支援が低調と申しますか、既存の入浴施設へのバス輸送による入浴機会の提供等によるしかないところがあるわけですが、そういったところでの利用がやっぱり思わしくないというか、なかなか遠慮されている方もいると聞いております。なお、シャワーなり簡易のおふろの設置につきましては、やはり給排水等の事情も絡んできますので、なかなか直ちに改善にいかないところもありまして、そういった点については市町村のほうの担当者等とよく協議しまして、いずれ改善に向けて努めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 後でいいから1,500円の基準でどの程度の実態になっているのか、1,000円の避難所経費でどの程度になっているのか、示してください。それで、4分の1が週1回の入浴ではだめですよ、これ。水回りとか水道の状況なんていうのはわかっていることなのだから、75日間たっているのだからそんな理由にならないのですよ。私は、本当にもう限界を超えて避難生活をしている方々に、当たり前の並みの生活環境を保障するというのを最優先でやるようにしていただきたい。次にこんな質問しないようにちゃんとやってくださいよ。

二つ目に、仮設住宅ですけれども、議論たくさんありましたから私この点で民間にどの程度発注されたのか、在来木造建築でどの程度建設されるのか示していただきたいし、あと1万3,000戸の用地確保したと言いました。あと1,000戸ですよ、目標から見れば。やっぱり地元の人たちはできるだけ地元に近いところ。ミスマッチも起きつつあるのですよ。だから、民有地を含めて5戸でも10戸でも私は本当に地元に近いところにきめ細かく、これ最後の努力今求められていると思いますが、その点いかがですか。

○大水建築住宅課総括課長 まず、公募の事業者における仮設住宅の建設でございますけ

れども、5月に公募申請いたしました結果 2,500 戸の供給可能な事業者について選定させていただいております、おおむね 2,500 戸の発注ができるという状況になってございます。この公募事業者はほとんどが在来木造の事業者ということになってございます。

それから、地元に近いところの建設ということでございますけれども、現在最終的な用地の確保に努力しているということでございますけれども、一方で地区ごとに地元に近いところに建ててほしいというようなことで、まさに5戸あるいは10戸建ててほしいというような希望も出てきてございます。そうした地区ごとの地元の希望にも沿って、できるだけ被災地に近いところに建設を進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 ちょっと医療支援、福祉対策でお聞きしたいのですが、医療チームがこの間 50 チームから 40 チームぐらい入っていると思います。5月末までというのが多いと思うのですよね。実際に大船渡に入っている全日本民医連のチームは、半年ぐらいは継続支援する予定だったけれども、開業医がここは復活して医師のチームは5月で引き揚げるとなったのですね。本当にほかの地域を含めて必要な地域はないのか。医療支援チームは6月以降どうなるのか。仮設に入ったときに私はまた新しい医療需要が出てくると思うのです。ひとり暮らしだとか、ケアの必要な被災者だとか。こういう訪問医療、訪問看護も必要になってくると思いますが、仮設が建設された段階での医療支援というのをどのように考えているか、その見通しはどうなっているか、示していただきたい。

それと山田町の福祉避難所が2カ所今月で閉鎖してしまうと。19 人はいわば廃止されたホテル——ガス、水道のないところに移動させられるというのですよ。これ私本当に許してはならないということだと思っております。あらゆる手だてをとってこれがきちんとした別の施設なり、内陸の施設にいろんなことを考えてこれ対応すべきことではないのか。そして、その理由に福祉避難所に対する国の交付金が低過ぎると、職員2人分しか出ないというのですよ。これではとつても施設やっていけないのも私は当然だと思います。そして、今まで抱えている利用者等もいるわけだから、私は福祉施設が問題だというよりもやっぱり福祉避難所、2カ月、3カ月というときにやっぱり国の手だてももっと拡充するし、ガスも水道もないようなところに移動されるようなことがないような手当てをぜひいただきたい。

それと、県立山田病院の仮診療所なのですけれども、これは地元で私聞いてきたのだけれども、医師4人体制で仮診療所を移行するという、本当なのかと、医師4人体制なら私はこれ素晴らしいことだと思うけれども、これは大槌含めて医師体制、どういう形で仮診療所は進められるのかも示していただきたい。

○野原医療推進課総括課長 1点目と3点目の御質問についてでございます。

まず、医療支援チームの今後の見通しについてでございます。発災当初からDMATに引き続き全国各地から医療支援をいただきまして、4月上旬には最大58チーム内外から御支援をいただきまして大変感謝申し上げているところでございます。現時点で約30チームが活動いただいているところでございます。今月末まではおおむね少しずつ減りながらでございますが、そのような状態でございます。これにつきましては、発災当初のある程度大変だった状況が落ちついていると、長期投与など処方機能なども回復したこと、また地域の医療機関も診療再開などされてきていること等々によりまして、徐々に徐々に地域の先生方にバトンタッチをスムーズにしていこうという段階だと理解をしております。

一方、委員から御指摘がございましたとおり、今後仮設診療所ができてまいります。今避難所を中心とした医療という形が主で考えてございますが、今後避難所から徐々に徐々に仮設住宅への医療提供という形になってこようと考えてございます。あわせて、今は巡回診療もしくは避難所での拠点への支援をいただいておりますが、仮設の診療所といったものも今後引き続いてくると考えてございます。ある程度診療機能を持った形の診療所に診療拠点を置きまして、そちらのほうにも来ていただく。足等の確保も必要でございますが、そちらのほうにも来ていただくというような形。そして、あわせて地域の医療ニーズなどを踏まえた保健師や、ほかのチームと連携をした巡回型、そういったのが地域の医療事情に応じて取り組んでいくものと考えてございます。

こちらの状況は、各地域事情によりまして医療ニーズがさまざまでございます。また、医療の復興の程度もさまざまでございますので、各地域関係者でよく協議をいたしながらスムーズな移行、そして切れ目のない移行というものを進めていきたいと考えております。したがって、ある程度被害が大きかった地域につきましては6月中にも外部からの御支援をいただきながらスムーズな移行、地域の医療ニーズの変化に応じた移行というものを進めていきたいと考えております。一方、医療支援、心のケアでありますとかほかの支援もでございます。こういったのが今後も長期計画的な支援が必要ではないかと考えております。

3点目に御質問がございました県立山田病院、県立大槌病院等の医師の概況でございますけれども、今医療局のほうで体制のほうを検討しているという状況と承知をしております。これら医師の人事の話というのは非常に高度な調整といえますか、必要なことでございますので、そういったような段階と我々は承知してございます。その点、この状況を御理解賜りたいと思います。

○鈴木県北沿岸定住交流課長 2点目の御質問の件でございますが、山田町から御相談が

ございまして、現在町を通じまして希望者の状況等を確認し、一時移動のスキームで対応したいということで、異動先のほうと今内容を詰めているところでございます。内容が整い次第、一時移動という形で応急仮設住宅入居までの間、そちらのほうに移っていただくということで今検討を進めているところでございます。

○斉藤信委員 最後に、復興対策について聞きたいのですけれども、全体として私岩手県は前向きの提案を国にしていると評価をしています。ただ、この5ページのところで三陸沿岸の復興は復興道路の整備からと。私三陸縦貫自動車道の必要性否定しません。認めるものです。今度の災害でも大動脈の役割を果たしたと。ただ、これから三陸沿岸の全体の復興をするときにあの三陸縦貫自動車道が最優先なのかと、それよりは国道45号線であり、JRであり、三陸鉄道ではないのかと。特に国道45号線の場合は、どういう形で復興するかというのはそれぞれの市町村のまちづくりにかかわる中身を持っているのですよ。私は、そういう意味では、やっぱり国道45号線、JR、三陸鉄道を早く復旧させると、これが最優先ではないのかと思いますので、そこをもっと打ち出す必要があるのではないかと。

あと、二つ目に、被害額からいっても、被災の状況からいっても、産業の振興は水産業ですよ。私も10の漁協を回って話も聞いてきました。もう既に漁民は海の瓦れきの撤去を含めて海で働いています。海で働けば元気が出ると、そして漁協を核に少ない船で、共同で作業して三陸の海の再建を果たしたいと。ある漁協の組合長は、漁業は永遠に不滅だと、このように言っていましたよ。私は、そういう意気込みがあるときに早く手だてを打たないと、来年入る収入も入らなくなると。その一番のポイントは共同の養殖施設の整備に対する補助がないことです。これは今やらなければ間に合わない。ワカメにしたって今やらなかったら来年の収穫はできないのです。秋サケもそうです。私は、そういう意味で国の2次補正というのはやっぱり早く出ないと意味がない。もし国の2次補正がおくれるのだったら県が先行してそういう予算化をすると、6月8日に臨時会あるのだから、県が先行してそういう養殖施設への補助制度を導入して、国は後からついてくると、このぐらいのことをやらなかったら、本当に今漁民の何としても復興させたいという意欲にこたえられないのではないかと。思うけれども、どうですか、国の動向と県の対応。国がやらないからやらないというわけにいかないと思いますよ。

○大平政策監 復興道路と国道45号線等のお尋ねについてお答えいたします。

復興道路について、いわゆる三陸縦貫自動車道等の高規格道路につきましては、先ほど平井理事のほうからお話もありましたように、国の2次補正に向けてまず緊急的に行くと、この考え方につきましては国の復興構想会議も緊急提言を行うということでもありますので、まず最優先というか、重点的な事項として申し上げたものであります。国道45号線及びJ

R、三陸鉄道につきましては、この重要性は十分理解しておりますが、市町村のまちづくり計画と非常にかかわるところが大きいと思っております。これはそのままの現位置で復旧するのか、山寄り、高台のほうに寄せるのか、あるいは考え方といたしましては堤防のような形で、仙台東道路のような形で高くするという考えもございますので、こちらについては直ちにもとに戻すという、復旧という考えはできないということがありますので、暫定的にといいますか、まず優先すべき事項として高規格道路について緊急に要望しているものでございます。

○伊藤水産技術センター副所長 養殖施設の整備についてでございますが、本県としては漁協が一括整備し共同で利用する方式など、漁協を核とした共同利用施設の整備を推進していく考えでございます。その中で、国の1次補正につきましては個人の養殖施設の復旧は対象になっているわけですが、共同利用の養殖施設の整備については、先ほどの激甚災害の関係の残存価格等もございまして、満足な補助には実はなっておりません。そのため、これを活用する道もあるのですが、なかなか漁協としてその整備が厳しいということで、まず一方で国に要望することはしっかりとしていきつつ、本県としてどのようなことができるのか検討しているところでございますので、いずれ今後とも国への要望、そして県としても検討していくようなことで考えていきたいと思っておりました。

○斉藤信委員 これは5月25日付の新聞で、三陸の漁港の再編検討と、施設集約し機能強化と。私が漁協を回ってもその漁港の集約化ではないのだと、それぞれの漁港は漁業と結びついているわけだから、きちっと地域ごとにこれをやってもらわないと困ると。宮城県の集約化みたいなことになるのとこれはほとんどないことになるので、そこらあたりきちんと考えを聞いておきたいし、あと共同の養殖施設だけではなく、議論になったように冷蔵庫にしても何にしても1次補正では何の対応もできないのですよ。補助率も低いのです。激甚災害は去年のチリ津波のときだってほとんど使われなかったのです。使えなかったのです。だから、本当に今度の大災害にふさわしい抜本的な施策を国に求めるし県も取り組むと、このようにしないと、私はせっかく再建をしようとしているこの意欲に水差してしまうし、今やらなかったら1年間棒に振ってしまうという、こういうサイクルが漁業にあるわけだから、ぜひ6月8日の臨時会があるし、あと6月30日ですか、6月定例会もありますけれども、できるだけ早くメッセージを出すと、県は漁業を守るというメッセージをやっぱり出すことが必要だと思います。これ最後ですから。

○伊藤水産技術センター副所長 まず、漁協の集約化ということでしたけれども、我々も漁協を集約するようなことはまず考えておりません。というのは、まず漁業者が漁業を再開していくことに対して重要な役割を果たすのが漁協だと思っております。本県の漁業の場合は、沿岸漁業の小規模経営体あるいは養殖業の小規模経営体がございまして、漁協が漁場

を管理して漁業者を指導しながら成り立ってきた経緯がございます。今回も漁業者が漁業を再開する上においては、やはり漁協のもとに集って、漁協を核として漁業が再開していくべきだと考えておまして、そういうことを先ほどの国の復興構想会議にも提案、提言しているところがございますので、まず漁協を中心とした立ち上がりをさせていきたい。そのような中で、県として早く漁業を再開してほしいと思っておりますので、国とともに県として何を今できるのか、そういうことも考えながら対応してまいりたいなと思っております。

○佐々木委員長 ほかに質疑ありませんか。

○伊藤勢至委員 まず、単純に一つ伺いますが、被災から75日が経過しました。この非常事態、異常事態、現在どういう状態にあると思っておりますか。非常事態なのか、通常に戻ったのか、非常事態のままが継続しているのか、まずそこをお伺いします。

○小山総合防災室長 我々の認識といたしましては、非常事態が継続していると思っております。

○伊藤勢至委員 非常事態ということは通常でないという認識でいいわけですね。そういう中で、ちょっと一つの例なのですが、県北の地域で自分のうちが浸水をし、倒壊をし、流されてしまったと。そして、今自分はやむなく仮設住宅にいるけれども、自分が持っている山側の農地にうちを建てて住みたいということで農地転用の申請をしつつあるのだそうではありますが、通常だと1.5カ月から2カ月かかる。こういうのはまさにこの非常事態、異常事態に合わせたならば、委員の都合で1カ月に1回しか集まらないとかそういうことではなくて、持ち回り閣議でも何でもいいから、県民の思いに立ってそういうことをやるのが非常事態、異常事態、私はそのように思うのですが、いかがですか。

○小岩農林水産企画室企画課長 ただいま伊藤委員のほうからお話がありました農地転用の絡みでございますけれども、今お話がございましたとおり通常であれば数カ月かかることでございます。現状におきましては、農振除外手続とその後農地転用許可手続をしないとイケないということで数カ月かかりますけれども、非常事態であるということでこれを並行することで今進めておまして、これによりまして2カ月程度短縮することができますけれども、伊藤委員のお話にもありましたけれども、今は非常事態でありますので、この生活再建に向けまして県としても特に緊急を要すると認められる場合につきましては、必要な措置を講じることができるよう国に対して要望することを考えてございます。いずれ非常事態であるという認識は変わりございません。

○伊藤勢至委員 それは県知事の許可でできる分野でないですか。いろんな諮問委員の集

まりがなかなか人がそろわないので2カ月かかるという理由なそうですけれども、持ち回りでこちらから出向いて早くやってやるのが被災を受けた人たちへの対する皆さんの思いやりではないかと思うのですが、ぜひそのように短縮をして、そしてそのようにやっていることをその申請のあった人に説明をしていただいて、短縮をしました、できましたというようにやってもらいたいと思います。答弁は要りません。

さて、一つ聞きたいのですけれども、県は今回の大きな被害を受けてから津波の浸水想定区域以外に思ってもいなかった浸水状況があったわけでありまして、それをCDにまとめるか何かして改めてその被害を受けた自治体に提供したと。そしてさらには、建築確認の件につきましては少し猶予といいますか、時間を置いて建築確認を出すまでの時間を定めたほうがいいのではないかと、そういう提案をしたようでもありますけれども、どうも自治体のほうでは自粛を求めるといふ、最も悪い——言ってみれば交通信号機で言いますと緑と赤の間の黄色ということで、自粛を求めるといふのはこういう非常事態、異常事態、隣近所がどうするかわからないときに一番悪い決断の仕方ではないかなと私は思っております。自粛ということは、自分は金があるしだれにも迷惑をかけないからやるよと言って建ててしまえばそれはできることですよね。ついこの間5月16、17、18日には北海道奥尻町のほうに仲間が視察に行ってきましたけれども、その町長は、浸水区域は全部町が買い上げて、そして新しい宅地を造成しているのを買った——いわゆる宅地を買ったお金をベースにそこに移転をしてもらったという話ですが、自粛を強要しているのだったら本当は買い上げなければならないのだと思うのですよね。建てるなど言うのだったらそこを買ってくれ。そういう話までいくはずなのですが、そういったことを含めてこの被災を受けた陸前高田市から洋野町までそういった考え方、県が、よかれと思ってやってあげたにもかかわらず自粛という玉虫色の解決やっているとところというのはいくらあるのですか。それとも自分のほうで新しい復興計画を立ててそれに乗ってもらいたいと思うから、いつまでには復興計画を出すからいつまで待ってくれという期限付きの自粛なのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

○大水建築住宅課総括課長 建築行為の自粛ということでございますけれども、陸前高田市あるいは釜石市、大船渡市等におきまして自粛を求めるといふ市民への周知を行っているという状況でございますけれども、期限というのには特に設けられていないということでございます。これについては、現在被災したところの土地利用計画、復興ビジョンを考えていく中で整理していきたいということでございますので、一方で規制した場合にはどこに移れるのかという課題もありますし、どういう規制を行っていくのかというような課題もございますので、復興ビジョンが確定されるまでの自粛を求めていきたいというのが各市町村の考え方とっております。ただ、一方で経済活動を阻害しているという観点もございまして、まさにこれは各自治体においてどのような建築行為に対する対応をしていくか

ということになるかと思っておりますけれども、市町村と必要に応じて建築に関する規制に踏み切るかどうかということについて協議をしてみたいと考えております。

○伊藤勢至委員 本当はそういったものを早く出してもらって、それから議論ということもあるのでしょうかけれども、奥尻町の町長さんが言うには、メモを見ますと、まず仮設住宅が完成をしてからそういった計画を出して——ただ向こうの場合は北海道がいきなり出してそれからやったというように何か書いていましたけれども、いずれ基本的には仮設住宅ができてそこに移ってからという話ではあるようですけれども、やはり早くその案を文言なり図面なりで示していきませんか、話だけではだめだということのようであります。そういう中で、この復興計画ということについて当然県もいろんな意味からオール岩手を見ているという立場だと思うのですが、復興計画づくりに何か相談を受けている状況にありますか、それとも自治体が独自にそれなりにやっている、あるいはどこかの団体に委託をしている、そういう状況なのでしょうか。まず、岩手県が相談を受けているのかどうか。

○大平政策監 復興計画の中でも我々の部分はビジョンの部分であります、こちらの部分では特に個々具体的な相談は受けておりません。ただ、まちづくりの部分のいわゆる県土整備部の分では、それぞれの県土整備部、振興局始め、国土交通省の職員あるいはUR都市機構の職員の方々がそれぞれ具体的な市町村を担当されてサポートチームをつくってございまして、そちらのほうで県土整備部から例えば浸水区域の図面を出すとか、あるいはどの部分という、どこまでのシミュレーションがあるか、そういう具体的な部分では直接的に相談といいますよりも、もう少し深く刺さってやっていると聞いてございます。

○伊藤勢至委員 最後の一つ前。URっていう話が出ましたけれども、URって独立行政法人都市再生機構か何かって、あれ国土交通省の言ってみれば腰ぎんちゃくみたいな組織ですよ。そういったところに丸投げをしているようなところもあると聞いていますが、それでは今回被災を受けた沿岸のそれぞれの市町村のアイデンティティーというのが絶対伝わらないと思いますよ、丸投げでは。何のためにこれまでいまちづくりをしようとしているいろんな時代をかけて、いろんな首長がかかわっても追い求めてきた部分が今こそ果たせそうな国の大きな背骨のこの予算措置が出てきそうだというときに、こういうところに丸投げをしたのでは意味がないと私は思うのですけれども、これは当然言うだけにしておきましょう。返事もしようがないでしょうからね。ただ、自分らの市町村のアイデンティティー、おれの海はこうする、水産はこうする。そういったものを何十年ずっと考えてきたものを今こそ発射すべきチャンスだと思うのですが、私はそう思っていますからそれに関連してお伺いをいたします。

道路につきましては、先ほども議論がありましたが、三陸縦貫自動車道を早く通すと、そ

れからいわゆる横軸の部分時間を短縮する、そういうことを国、県に明言をしていただきました。これはひょっとして 90 分構想をはるかに超えて 58 分構想まで持っていけるかな、私はそういうチャンスだと思います。それから、JR が浸水して宮古地区の場合も水をかぶって、被害が出ております。そうしますと、この浸水したラインには通さないと言っていますので、当然このラインを変えていく、これも非常に宮古市にとってはチャンスだなと思っています。そして、陸中海岸国立公園を大きく見直して三陸国立公園という話もありましたね。これまたやはり大きなチャンスだと思っておるのですよ。そうしますと、今までになかった部分を押し込んでいくチャンスが出てくる、そう前向きに考えるべきだと私は思っております。そういう中で、やっぱり県が主体的に岩手県、オール岩手の中で関与とまでは言えないのですけれども、アドバイスなり、パートナーシップなり一緒に沿岸を、オール岩手を考えていきましょうねという立場からやっぱりある程度の助言なりなんなりをしながらやっていく。丸投げよりは私はそっちのほうがはるかに値がある、そのように思うのですが、一番上に立っている佐々木地域振興室長か。

○佐々木地域振興室長 県北沿岸振興を担当してございますが、まさに今委員のおっしゃるとおり大きなチャンスの節目でもあるということで、ジオパーク一つとりましても今回の災害は本当に世界に類を見ない災害なので、いきなり世界のほうに持っていけないかと。三陸の復興、国立公園とあわせてですね。そのようなことも部内では検討してございます。いずれ個別具体の市町村の要望に応じた形できめ細かに一つ一つ丁寧に対応して、まさに沿岸の振興を議会と一緒に図っていけるように頑張らせて進めてまいりたいと思っております。三陸鉄道の光が見えてまいりましたので、早期に復旧させて復興のシンボルとして真っ先に通していきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 今回の復旧、復興につきましては、マラソンに例えますとまさにフルマラソン、恐らく 20 年はかかるということだと思います。そして、現在は市町村間で瓦れき撤去が早いとか遅いとか、そういうことにとらわれ過ぎているように思ひまして、それはそれで当然越えていかなければならない山ですが、同時発生的にやっぱり新しいまちづくりという思いもスタートさせていきませんか、瓦れき撤去が終わった、さあ、これからまちづくりというのでは間に合いません。したがって、今からあらあらでもいいからそれぞれが早くしっかりつくってくださいよ、県も応援をしますよということで復興計画を急がしていただきたい。そのようにしりをたたいていただきたい。そのようにしながら一緒にやっついていかないと——ただし、100 メートルダッシュではありませんので、ペース配分も考えて、スタミナ配分も考えてやっていかなければ、長丁場になりますので、そういうことでぜひお願いをしたいと言って終わります。

○佐々木順一委員長 答弁はいいですか。

(伊藤勢至委員「何かあったら答弁」と呼ぶ)

○佐々木地域振興室長 確かに息の長い取り組みにならざるを得ない部分が相当あると思います。私ども三陸基金等も所管してございまして、やはり三陸基金のあり方につきましても、より今までとは違って三陸の産業振興を誘導するような形で何ができるかということ、今副知事と議論しておるところでございまして、まさに総合的に交通、産業振興、さまざまな分野で長中期的なものを見据えながら、ここ二、三年で何ができるかということ積み上げながら、徐々に徐々に沿岸地域の復興に全力を尽くしてまいりたいと思います。

○高橋博之委員 今の建築制限のところについて1点だけちょっと確認をさせていただきたいのですが、県が宮城県と違う手法をとりましたけれども、被災12市町村に対して条例化するように求めているというか、提言しているようではありますが、実際はその私権をやっぱり制限することになりますので、今見ているともう及び腰になっている状況ですが、そうした中で大槌町の吉里吉里でもそうですが、あるいは陸前高田市の小友もそうですけれども、既に家を建て始めていたり、県に建築確認の申請をしてそれを認めているという状況があるようではありますが、これは何か矛盾しているように思うのですけれども、これからもこういう市町村が条例化をする前にどんどん、どんどん申請が出てきた場合には県として認めていくということですか。

○大水建築住宅課総括課長 被災地における建築行為ということでございますけれども、法的な規制を行っているというわけではございませんので、建築確認申請が出てきましたら申請に基づき確認を行うということはやらざるを得ないというものでございます。ただ、市町村と連携しまして自粛を求めている地域であるというようなことは伝えていくとか、自粛要請ということになると考えております。ただ、一方で私権制限、確認をおろせないということになると、そこに住みたい、あるいは営業したいということ制限するということになりますので、今のところやむを得ないということで自粛を求めているということでございます。今後できるだけ市町村と連携いたしまして、速やかな復興ビジョンなり土地利用計画をつくっていったって、実際の法規制ということにセットアップできるように対応していきたいと考えております。

○高橋博之委員 無責任だと思うのですけれども、やはり自治体や住民にすごく近いところに市町村はおりますので、職員とそれから住民が顔と顔が見える距離の中でやはり私権を制限する条例化をするというのは、なかなか困難なことだと思うのですね。やはり宮城県のようにある程度県が主導して、こういう建築制限をするならば県がある程度音頭をとってやっていかないと、なかなか市町村のほうで条例化というのは難しい中でどんどん、どん

どんこうして確認申請が出てきて後追いするように家が建っていったら、またもとのもくあみではないですけれども、その点について取り返しのつかない前に対応する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○大水建築住宅課総括課長 これは、まさに市町村におけるまちづくりをどうしていくかということに直接関係する部分でございますので、市町村における判断ということが最も重要ではないかと思っております、市町村においてぜひ建築制限をしてほしいという考えが示されれば県としても動きたいと考えておりますけれども、現状としては市町村から建築制限をかけたいということで話をいただいているということはございませんので、今のところは自粛を求めているということでございますけれども、今後も引き続き市町村と協議を行って建築制限のあり方については考えていきたいと考えております。

○高橋博之委員 市町村の立場に立って物を考えてもらいたいと思うのですが、なかなか被災市町村からそういう声を上げるというのは難しいと思うのですね。だからこそ宮城県は県が音頭をとっているわけですが、市町村の立場に立つてくると同じような答弁できますか。

○大水建築住宅課総括課長 岩手県としては市町村の考えを尊重すべきであると考えておりますので、市町村の意向に関係なく建築制限をかけるというものは行うべきではないと考えております。それから、建築制限をかけるべきかどうかということについては、十分市町村と協議を行ってまいりたいと考えております。

○佐々木博委員 大分時間もたってまいりましたので、1問だけ伺いたいと思います。

いわゆる二重ローンに関連してですけれども、中小企業庁だとかあるいは金融庁は、今回の震災を受けて保証協会に対して基本的にどういう対応で臨めというように通達を出しているか、その認識をまず伺いたいということ。

○飛鳥川商工企画室企画課長 まず、金融の対策の部分でございますけれども、国においても1次補正におきまして大分金融の部分の枠をとっていただきました。そして、なおかつ保証協会も守るというスタンスの中で保証協会のその基盤の造成という部分にも補助を出したということでございますので、基本的にはいずれ保証協会、金融機関、そのところの擁護というところのスタンスはあろうかと思っております。

○佐々木博委員 8,000万円の無担保、無保証枠をやってできるだけ貸しなさいという、そういうスタンスですよ。しかしながら、現実には保証協会のお話聞いていますと、私はさま

ざまな声聞きますけれども、どうもそういう形にはなっていないではないか。形はできたけれども、魂がどうも備わっていないのではないかというような話が幾つか実は聞こえてまいります。個別具体的なお話は余りしませんけれども、さっき岩崎友一委員からも話ありましたけれども、いずれ仮設住宅に入ると自立しなければいけません。自活していかなければいけないわけではありますが、もともと沿岸地域は雇用の場が多いところではありませんから、このまましていきますと本当に人が流出しますよ。さっき秋サケの話もありましたけれども、時間がないのですね。さっき課長は、二重ローンの関係で県も提案している部分がありますし、さまざま国でも幾つかの案が出てきていますけれども、今の議論を見ているとどれが本命かということもなし、しばらくは何も決まりませんよ。今の政府ではまずなかなか決まらないと思います。特に一番問題になるのは、金融機関はできるだけ簿価で買い取ってもらいたいと思うわけですし、買い取るほうは簿価で買い取ったならば国民の損失になりますから時価で買い取りたいと当然考えますから、ここの妥協点なんていうのはなかなか簡単にいかないと私は思っています。ところが、生活再建のために本当に今一刻、本当に官が非常に忙しい中でそんなの待っていたのではみんなぼしゃってしまう。ですからそういった点でいきますと保証協会に本当に頑張っていたかかなければいけないのではないか。全部なるかどうかわかりませんが、いずれ前の債務がある程度解消するのだということを前提に、もっともっと保証協会に本当に頑張っていたかかないと、なかなか現実に中小企業の再興なんというのは難しいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 委員御指摘のとおり今の一番の大きな問題というのは、やはり簿価と時価の問題と認識しております。一方で県が提案している二重ローンのファンドの組成につきましては、まずもってスピードを最も早くできるのが簿価ではないかということで簿価を提案しているところがございます。委員おっしゃるとおり時価ということになると、その基準をどこに置くのかということで本当にこれはもう数年を要するというところがございます。仮に簿価で金融機関からファンドが買い取る、こういった場合に金融機関との調整の中で一律に一定の率を毀損率というようなことで、それを減じたもので買い取るというのも一つの案ではないかと考えております。いずれにしる簿価、時価という議論の前に、早く中小企業のほうにお金が回る仕組みということが最も大事でございますので、県とするとその手法を問わずまずは金融機関、そして保証協会一体となった中で金融が中小企業のほうに回るような、現在そういった現場レベルでの実務的な調整を行っておりますので、このファンドの組成にかかわらず具体的な対案という部分を何とか模索していきたいと考えております。

○佐々木博委員 ファンドの形はどうあれ、ファンドなんていうのはどの形にしる、すぐに物になるかとは一つも思っておりません。だから、保証協会がしばらく、いずれ二重債務も前のローンがある程度解消するというを前提で、今よりもっと踏み込んだ役割を果たさ

なければ岩手県はだめになってしまうのではないかとこのことを申し上げたいわけです。例えば余り個別具体的話はしたくなかったけれども、例えば今保証協会が100%保証するといっても銀行は金貸さないというところだってあるのですよ。なぜかわかりますか。金融円滑化法案、関連法案、あれでいわゆるリスケジュールしたところがいっぱいあったでしょう。保証協会は最後不履行になれば責任あるけれども、リスケについては何もないから、だからそれでは困るというので銀行は金貸さないのですよ。あるいはホテルとか旅館なんて特にそうですけれども、設備産業だから固定資産税高いではないですか。観光業界決してよくないですよ。中には固定資産税を延滞しているところもあるのです。それも黙って延滞しているのではない。払いたいために市町村とちゃんときちんと話をして、こうやって分割で払いますよという協議をして、そのとおりに履行しているようなところでも固定資産税延滞しているからだめだというような保証協会の判断もあるのですよ。こういったことを一つ一つやっていかれると本当に県内の企業はだめになってしまうところがいっぱいあるのです。ですから、今は、金融庁はとにかく保証協会に金出すというのは、ある程度かぶってもいいからとにかく保証しろという趣旨なのですよ、ある程度ね。ですから、やっぱりそれを受けて負債の関係はもっともっとそういった認識を持って私は対応すべきではないかということを上申したいわけですが、いかがでしょうか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 委員のおっしゃるとおりでございます。そして、私も前職は固定資産税等の徴収も担当したことございますので、金融機関にもそのリスケ、いろいろお話も聞きました。そういった金融事情については、ちょっとは知っているつもりでございます。そしてまた、中小企業のほうで今本当にお金に困っているということも把握しておりますので、そこのところはもう、かぶるところはかぶる、そして血を流していくという覚悟の中で、事務レベルで調整させていただきたいと思っております。

○佐々木博委員 大変すばらしい御答弁をいただきましてありがとうございます。いずれ本当にスピードが命だと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○高橋元委員 私からもちょっとお尋ねしたいと思っております。

先ほども話題になりましたけれども、養殖漁業の関係なのですが、私もいろいろ施設がかなり被害を受けたということで現地を見てきましたけれども、例えば津軽石のところの採卵場ですか、あそこもなくなったりしておりましたし、養殖場もかなりの被害を受けました。魚道も整備しないとしっかりとしたサケの遡上もないし、また遡上してきてもすぐ採卵する、あるいはふ化するという施設もなければならぬ。下安家の養殖場も見えてきましたけれども、あそこもやはり相当な被害を受けていると。聞くところによるともう8月のお盆明けあたりからサケが遡上を始めるということでございまして、それに向けてその採卵あるい

はふ化のあたりは、私は早急にやらなければならないのではないかなと思っていますが、先ほど来のやりとりの中で国の補助ということで、これの形が見えないと、という状況であるという説明を現地でも受けましたし、きょうの答弁の中でもそういう話がありましたけれども、いろいろな施設つくるためにはやはりそれ相当の期間も必要でありますし、私は先行してやっぱりやるべきだというようなことを思っていますので、ぜひそのことをさらに御検討を私からもお願いしたいと思います。それが1点。

二つ目は、瓦れきの問題ですが、例えば宮古市の魚市場のそばにすごい瓦れきが積み重なってあります。一時保管場所ですぐどこかへ移動するのかなと私思っていますけれども、海抜的にも二、三メートルぐらいのところですね、場所的には。これから台風が来て、またあれが全部湾内に運ばれたらどうするのだという思いもしました。その辺の対策もする必要があるのでないか。もちろん考えていると思いますけれども、ほかの場所でもそういう浜辺に近いところに瓦れきを保管しているというか、運んでいるところもあったように見えましたけれども、そういう台風とか含めて大丈夫なのかというところをどう検討されておりますか。

それから、それぞれ被災地、瓦れきの処理とか、被災された方も自分のうちのところに来ていろいろやっている方がたくさんおるのですけれども、これからの余震によって、また津波ということも心配されるわけですが、私は真っ先に必要なのは何かというと、やはり防災無線ではないかなと。ところどころにそういうものを早期に設置して、またパトライトとか、サイレンも相当大きな音で鳴るような、そういうものを早く設置すべきではないかなと。防潮堤、防波堤はもうしばらくかかるみたいですから、その辺はどういう取り組みになっているのか、お伺いしたいと思います。

○伊藤水産技術センター副所長 まず、サケのふ化場の被災の件でございますけれども、本県には民間運営のサケのふ化場が27施設ございまして、そのうち21施設が被災しております。それぞれ被災の程度が大きいものと小さいものとございまして、全壊したようなふ化場もございまして、掃除をして池を洗って、そして井戸が生きていればまだ使えるというようなふ化場もございまして、まずは応急的には復旧としまして——池はコンクリートなものですから生きています部分があるものですから——その池を活用するような形でまず瓦れきの撤去、それから泥の掃除等をして幾らの池が使えるのか、そこまで復旧していきたい。

それから、国の1次補正予算でサケのふ化場に対しましては応急処置の予算が設定されてございます。例えば川での捕獲の施設の復旧あるいは池の復旧につきまして国の予算が活用できることとなっておりますので、このような予算を活用してできるだけ多くのサケのふ化場を復旧させて、ことしの漁獲、それから採卵、そして来年の春の放流まで持っている

きたいなと思っておりました。

湾内の瓦れきについてでございますが、まず今漁港の関係で航路、泊地の確保のための瓦れきの撤去をしておりますが、そのめどが立てば湾内の瓦れき等の撤去に進んでまいりたいと思っておりました。現在県内、県外含めて瓦れきを撤去する作業船 20 隻、県内の北から南まで配置して、瓦れきの撤去を実施しておりますので、どんどん湾の奥のほうまで瓦れきを撤去する、そういうような方向に持っていきたいと思っておりました。

○吉田資源循環推進課総括課長 宮古魚市場の隣の瓦れきでございますけれども、発災ということで緊急的に置いたのだと思いますけれども、委員御指摘のとおり適切な場所とはとても思えませんので、これにつきましては今移動するというところで進めております。

○小山総合防災室長 3点目の防災行政無線のお話でございますけれども、沿岸かなり防災行政無線が被災しております。まず、1点目はこういった状況にかんがみまして国のほうに財政支援をお願いしていたところでございますが、1次補正におきまして補助率で3分の2、裏負担で充当率 100 の交付税措置が 95 というような状況で認めていただきまして、こういった形で一つ財政的な支援は受けられるといった状況でございます。

また、現場の話でございますけれども、沿岸各市町村に状況について確認しておりますけれども、残っているところで大分聞こえるという場所もございます。それから、そうでないところにつきましては、例えば消防団等の車両によるサイレンを鳴らして危険を知らせる、また広報車を走らせる、また自衛隊が作業をされていまして、無線積んでおりますので、そういったものを利用させていただいた避難の周知といたしますか、そういったことで対応しているといった状況でございます。そういったことで国との情報のやりとり、そして市町村への早急な情報の共有ということで仮復旧なり、また本復旧なり、そういった市町村に対応しているという状況でございます。

○小野寺好委員 最初に、応急仮設住宅についてお伺いします。

これは、市町村で入居について事務をやっているわけなのですが、申し込む側にとっては家族構成さまざまなのなのですが、例えば家族の人数は多いのに 4 畳半二つだよと、そこのところ当たったから、あなたここに入りなさいよ。例えばきのうの大船渡の例なのなのですが、このミスマッチは私たちの責任ではないよと、そのやりとりの中で文句あるなら県に言ってちょうだいよみたいなやりとりがあったらしいのですが、こういったことのミスマッチの解消はどうなのでしょうかね。とりあえずそういった狭いところに入っていて、後でかわるということなんかできるのかどうか、まずこの点をお伺いいたし

ます。

○大水建築住宅課総括課長 仮設住宅の入居についてということでございますけれども、市町村においてはあらかじめその世帯における人数というのを想定して、団地におけるその住宅の広さというものを設定するのですけれども、場合によっては想定より世帯の人数が多い方の申し込みが多かったとかいうような状況が生じていることもあるかもしれません。人数が多い場合の入居については、例えば5人の世帯については3Kの広目のタイプを提示するなどして対応しているところがございますけれども、個別の状況によってその団地型の中に3Kがないということも、足りないということもあるかもしれません。それについては市町村において個別に対応いただいているという状況でございます。

転居につきましては、まず避難所にいらっしゃる方々が全員解消しないと、それが再編成ということになりますけれども、別の団地であれば空き住戸があるというような状況も発生する可能性もありますので、転居につきましては仮設住宅完成後に市町村と協議をしまして、その対応については検討したいと考えております。

○小野寺好委員 では、その転居の可能性ありということの判断でよろしいですね。そういう答弁だったかと思います。

○大水建築住宅課総括課長 転居が何でもかんでもやれるということではないと思っておりますけれども、個別の事情がある方ということについては転居せざるを得ないというようなケースもあり得ると思っておりますので、それについてはその市町村からの話を受けて、実際にその入居を所管するのは福祉部局や厚生労働省ということになりますので、協議、対応していくということで検討したいと思っております。

○小野寺好委員 では、やっぱり無理して急いで入らないほうがいいということなのではないか。

では、次にですが、避難所の解消時期の見通しはいつころになるのか伺いたいと思います。仮設住宅が全部完成する時期とイコールでいいのかどうか。

○大水建築住宅課総括課長 仮設住宅の完成については、7月上旬ということで今目標を設定して、おおむねそのように今工事が進んでいるという状況でございます。ただ、入居につきましては完成後に各市町村で対応するということになりますので、家電あるいは家具の搬入を行ってその上で入居対応するということになります。したがって、すぐ7月上旬にすべて入れるということにはならないと思っておりますけれども、いずれにせよ7月のでき

るだけ早い時期に順次入居いただいて、入居いただいた時点で避難所が解消されるということになると考えております。

○小野寺好委員 応急仮設住宅が完成したとしても、先ほども議論ありましたけれども、生活費がないと、そういった方たちの、申し込んで当たったけれども辞退するとか、そういった状況が想定されるのですけれども、こういった場合についてのフォローはどちらでやっていくのでしょうか。

○鈴木青少年男女共同参画課総括課長 金銭面の支援ということでございます。先ほどもお話し申し上げましたが、現在支給をしております、義援金でありますとか、支援金、弔慰金等の支給に加えまして生活福祉資金などを初めとする各種融資制度を用意しているところでございます、被災者一人一人の状況に着目いたしまして、きめ細かく支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○小野寺好委員 次に、被災地での建築物なのですけれども、建築基準法で地方自治体は条例で危険区域を指定してもいいよ、こういったことになっているのですけれども、我が県の場合は、県は全く関与しないでそれぞれの市町村でやりなさいと、そういった判断でよろしいのでしょうか。

○大水建築住宅課総括課長 災害危険区域についての御質問でございますけれども、地方自治体において規制ができるということになっておりますけれども、まずはその土地利用を一義的に考えるのは市町村ということになりますので、市町村において規制をすべきかどうか御検討いただいて、その上で条例でかけていただくということを県のほうから説明し、協議をしているという状況でございます。実際に建築規制を行うということについては、県としても市町村等でも協議をして対応してまいりたいと考えております。

○小野寺好委員 県としての条例は全く考えていないということですよね。全部市町村の条例で県は全く関係ないよと。

○大水建築住宅課総括課長 県が条例をかけるということの可能性がないわけではないのですけれども、まずその市町村がどういう土地利用についての考えを持っているかということが重要でございますので、市町村としてまずかけるというのが原則ではないかと考えておりますが、この市町村において対応に苦慮するとか、あるいはどのような条例をかけたらいいかということで苦慮するという状況があれば、県としても市町村を応援する形で対応していきたいと考えております。

○小野寺好委員 現実問題として、きょうも報道ありましたが、陸前高田市の小友町のほうで建設会社が建物をつくると、こういった建築確認申請出されればこれは拒否できないと。結局ランダムにできてしまうということになります、そういう判断でよろしいのですか。

○大水建築住宅課総括課長 現状としては自粛を求めているということで、法規制ではございませんので、場合によっては建築物が建つということがあり得ることはやむを得ないのかなと思っております。今後その市町村において土地利用計画、復興計画というものを検討するというごさいますので、県といたしましてはそれに対応した建築規制というものについて市町村と連携して対応していきたいと考えております。

○小野寺好委員 災害廃棄物の関係なのですけれども、資源循環推進課のほうに何回か足運んで、中間処理についてどういう経過になっているのですかとお伺いに行っているのですが、まだです、まだですということでそのままいつも帰ってきていたわけなのですが、これがいつごろそういったスケジュール、計画が出てくるのか、お聞きしたいと思います。

○吉田資源循環推進課総括課長 中間処理というのは現場での、今の仮置き場での処理ということだろうと思うのですけれども、今いわゆる散乱している場所から仮置き場に持っていっております。次は仮置き場から焼却とか、あるいは最終処分とか、そこに持っていくわけですけれども、そのためにはその場所あるいはその近くの場所、同じ場所でもいいですけれども、そこで受け取る最後の処理するところがどういう形で受け取れるのかという、相手の要求に合わせて例えば砕くとか、小さくするとか、分けるとか、そういう作業をする必要があります。今仮置き場にどんどん集めている段階ですけれども、その後にもその場所でいわゆる処理先の要求に合わせた形でそこでの処理をするという計画になっています。一つは、処理先について今確保しております。調整をしております。処理先でどのぐらい入るかということがわかりませんと持っていきようもないわけで、中間処理したものをただただそこにためるというわけにはいきません。ですから、まずその処理先の確保という、それからその現場での中間処理については今いろいろ設計を考えてやっております。ただ、その場合に私どもで解決しなければならない設計する上でのいろんな問題はあります。例えば諸経費が今制度上ないとか、それから下請が認められるのかどうか、要するに再委託が禁止であれば下請認められませんので、建設工事のようなああいう形ではできないとか、いろんな課題がありますので、それを解決しながらその現場での中間処理を進める。そして、最後の受け取る側の調整を進めてやっていくというように考えております。

○小野寺好委員 皆さんもっともなようなことをおっしゃいますけれども、現実として例えばさつき宮古の魚市場のお話ありました。被災からちょうど1カ月で再開したわけなのですがすけれども、食べ物を扱う魚市場のわきに物すごい山盛りになったそういった廃棄物が

いつまでもそのままになっていると。さっきいろんな言いわけのようなことがありましたけれども、この現実が全然進展していないと、そういうことに対するいら立ちですね、周りから見ていて。そういったことを感じるのですけれども、全く同じようなのでしょうか、見通しは。

○吉田資源循環推進課総括課長 言いわけという御指摘ございましたけれども、私どもはそういった課題を一つ一つ克服していきまして、委員御指摘ございましたそういった思いを受けとめまして努力してまいりたいと考えております。

○小野寺好委員 最後なのですけれども、豊間根のほうから山田に行く場合に、海辺のにおいがだんだんひどくなってきているという実態があるのですが、それについてはどこの所管かわかりませんが、ずっと変わらないでこのままの状態放置してよろしいのでしょうか。

○吉田資源循環推進課総括課長 豊間根から山田の方向のそのにおいの原因が何かちょっと今承知しておりませんが、それが廃棄物、いわゆる瓦れき類が原因でにおいが発生しているということであれば、私どもそれ調べまして瓦れきの処理を、そこを進めていくという方向でやっていきたいと思っております。

○渡辺幸貫委員 岩崎委員や佐々木委員に関連するのですが、この間我が地方銀行の決算が出ました。そこで数十億しか赤字はないということですね。前にも私はこの委員会でも話したのですけれども、被害額は商工関係でもきょう出たのでも 1,661 億円とか、これは農林水産であれば 4,000 億円とか膨大な数なのに決算のときには数十億しか赤字ではないという、そしてなおかつ公的資金は入れないという、これで本当に岩手県で融資ができるのかという不安をますます決算を見ながら思っているのですね。その辺についてやっぱり公的資金を入れて、なおかつやっぱり赤字なら赤字でしようがないのですけれども、それがゆえに何とか国に要請をしながら我々の地方金融機関を何とか元気にしてやらないと、思うようなその復興ができないのではないかと決算を見ながら思ったのです。とにかく丸が一つも二つも違うのではないかと不安を持ったのですけれども、担当部局ではそれに対してどういう見解を持って対処されるつもりか、お聞かせください。

○飛鳥川商工企画室企画課長 本日の新聞でも東北と地方銀行の決算状況が出されておりました。その中で岩手銀行については、純損益はプラスの 11 億円、そして北日本銀行、東北銀行ということではやはり 30 億円から 40 億円の赤字というようなことで報道されております。また、特に東北で一番大きいのは七十七銀行ということで、その七十七銀行については公的資金の注入も検討をしていくと。一方で県内の地方銀行等については今のところ

公的資金の注入については、まだ検討段階ではないというようなことで認識をしております。ただ、その中で今後の動向ということを考えてくれば、やはりその損益についてどこの地方銀行についても今後かなりのものでマイナスが出てくるのではないかと認識しております。また、その中でその危機感というのは地方銀行との協議の中でいろいろやはり心配もしております。そして、地方銀行との打ち合わせの中でも、県が提案しているファンドでございますが、こういったものについて当然地方銀行としても出資を検討しながら、そしてファンドの組成ということを前向きに検討していきたいというような御返事をいただいておりますので、結果的に地方銀行のほうも黙って不良債権というような扱いで損失を抱えるより、また別な手だてでファンドといったような新たなやり方で決算のほうも状況改善をしたいというようなことで考えているものと認識しております。

○千葉伝委員 長時間お疲れさまでございます。最後の御指名と思います。副委員長です。

二つです。端的に今までの質疑や答弁の中に余り出てこなかった分ですが、一部重なる部分もあります。一つは、被災者への支援の分で先ほどもありました義援金等、それから被災者の生活再建支援金、そしてさらに災害弔慰金と、こういうことで先ほど説明いただきました。一つは、現金が5月20日現在まだ支給率が16.9%、あるいは被災者への生活再建の分では私の計算では3%弱、それから災害弔慰金が3件、1,500万ということは、たった3人分という理解でいいのか。そういうことで、私どもも被災地に行けば衣食住含めていろいろのこれまでの対応はありがたいのだけれども、やはり先ほど小野寺好委員の話ではありませんけれども、これから必要なもの、こういう話になると先立つもののお金の話を言われると、こういうことから、何でおくれている、進まないというようなことのその要因なり、何がネックになっているのか、そういうようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

二つ目は、災害の中では、例えば人間のほうが優先すると、こういうことですが、畜産関係あるいはその被害を受けた人と一緒にいた動物の保護という観点から、二つ目はまた後で質問します。まず、1点目。

○鈴木青少年男女共同参画課総括課長 義援金等の支給についてでございますけれども、未曾有の大災害ということでございまして、市町村の職員で被災された方がたくさんおりますし、避難所の運営等膨大な事務が市町村で生じております。そういうことで義援金等の支給につきましては非常に大切な事務でございますけれども、義援金の交付申請に至るまでのさまざまある事務等の関係でなかなか義援金等の事務まで至らなかったということだろーうと思います。そういうことで義援金等の交付事務につきましては、準備や体制を整備することが大切だということで、県におきましても市町村の行政体制の支援のために職員等

の派遣を行っているところでございます。特にお話しございました災害弔慰金につきましては、先ほど申し上げましたが、申請して出すということではなくて、市町村のほうで調査が必要になるものでございます。調査をして出すという形でございますので、実態とすれば義援金等は申請をいただいて支給するというところで、受け取る方がその場で確定をされるということでございます。そういう意味では義援金につきましては一番初めに支給されるのかなと思っております、そして支援金につきましては市町村から県が申請をいただきまして国の指定法人のほうに送らせていただいておりますが、指定法人の処理のスピードにかかっているのがございます。弔慰金につきましては、先ほど申し上げたような事情で、これについては義援金等の事務が一段落した後での取っかかりということになるのではないかなと思っておりますが、いずれ義援金、支援金、弔慰金はまさに今被災者の生活の根幹を支えるものということでございますので、私どもも一生懸命支援金の審査を庁内各部署の御協力もいただきどんどん、どんどんやらせていただいておりますし、義援金等の支給につきましても市町村職員、県の派遣職員ともども一生懸命頑張っておりますので、一日でも早く被災者の皆様方のお手元に届くように頑張りたいと考えているところでございます。

○千葉伝委員 どうもありがとうございます。いずれ今被災者に一日でも早くそのお金が届くと、私はこれが喫緊の問題だと思います。そのネックになっているのは、これはやるのが市町村ということで市町村の職員が不足していると、こういうことから対応がちょっとおくらしていると、大きな要因はそこだということですよ。そのために県が各被災市町村に支援として人の派遣もしているということですけども、この対応していくには、その人がまだまだ足りないのではないですか。私はもっと早く進めるべきだと。であるならば県からもその人の支援を私はもっとすべきではないかと、そして早く進めるということがぜひ必要だと思います。これについての見解をお聞きしたいと思います。

それから、2番目の質問は、沿岸のほうでの被害ということで人的な分等々あったわけですが、内陸のほうでも停電を含めた畜産関係で牛乳を捨てたとか、もちろん沿岸のほうでも大船渡のブロイラーの工場が流された、ひなも一緒に流された等々かなりの被害と、それから震災による影響ということで、私はかなりの被害が出たと思っています。その分について、私もいろんな畜産の関係者から何か対応してもらえる分をぜひと、こういうことでお願いをされています。県のほうにも相談はかけていて、いや、国のほうにお願いはしているということですが、その結果というのか、現在どのようになっているのかを一つお聞きします。

あわせて、先ほどの仮設住宅に自分がこれまで一緒に住んでいた犬、猫を含めたペットの関係が——愛玩動物——室内で飼っていたということもある。あるいはこれまで一緒に住

んでいたと、こういうことから何とか一緒に住みたい、入れたいと、こういう話が結構聞こえてきて、私も関係しているのですが、獣医師会を通して各被災地の獣医が自分の動物病院に30匹とか50匹とか保護をしたと。ところが、それを引き取るところがない。そして、ボランティアの人たちが里親的なことで引き取ってもらったという経緯もあるのですが、実際上まだまだ問題があるということで、できたら仮設住宅のそういった方々が少し集合的にいれるところということで何とか同居する、あるいは一緒にいれるようなことが私は必要かなとは思っていますが、そういった希望とかというのは仮設の入居者のほうからは出ていないでしょうか。

○鈴木青少年男女共同参画課総括課長 義援金等の交付につきましては、20日現在では16.9%でございますが、13日現在では7%ということで先ほど申し上げましたが10%ほどふえているところでございます。そういう意味では申請なり交付なりの事務の体制が整ってきたのかなと感じているところではございますが、現在市町村に改めまして処理体制に関して調査をしているところでございます。市町村におきまして義援金等の事務につきましてさらなる職員派遣が必要だということであれば、関係部局等と調整いたしましてその人員の配置に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○小岩農林水産企画室企画課長 ただいまの震災による家畜のブロイラーの死亡ですとか、生乳の廃棄に係る何か手だてということでございますけれども、私ども国のほうにいろいろ要望してまいりましたけれども、1次補正におきまして、死亡した家畜の処理に関する経費につきましては認められておりますけれども、大もとであります家畜自体に対する補償ですね。具体的に申し上げますと、本県で言いますと生乳廃棄が大体4,300トンございました。4億円強になってございますし、ブロイラーにつきましても300万羽ほど淘汰、死亡してございまして、これの被害も12億円ほどございます。これにつきましては、これまでも申しておりますけれども、国に対しましてこの死亡した家畜の損失補てんについても組んでいただくように要望しておりますし、これからもまた引き続き要望してまいりたいと考えております。

○大水建築住宅課総括課長 仮設住宅におけるペットの取り扱いということでございますけれども、現在のところこれまで飼っていたペットと一緒に住むということについて排除するというような市町村があるとは聞いておりませんので、何かしらの形で入居できるというような対応が生じるものと考えております。また、できるだけ、ペットが苦手な方もいらっしゃると思いますので、周りの方に御迷惑をおかけしないような形でということをお願いさせていただいて入居いただいているというような実態かと思っております。集合的にペットも住める仮設住宅ということにつきましては、市町村のほうで対応するというようになりますので、ペットと一緒に住みたいというような自治体の入居者の希望に合わせて、まず

は市町村において理解をいただくということだと思っておりますが、県としても市町村と対応して入居者の環境に配慮した入居ということについて対応してまいりたいと思っております。

○白岩食の安全安心課長 動物愛護のほうからお答えしたいと思います。

今の話の前に動物救護本部というのを獣医師会、私ども、それから動物愛護団体で3月22日に本部を立ち上げました。その中で獣医師会は応急治療、入院のこと、行政では保護とか、引き取り、それから動物愛護団体では一定の期間を置いたものにつきまして一時預かり、仮設住宅ができるまでの保護ということで、途中で入れかわりはございましたが、50頭近く今保護をしているところでございます。その中で仮設住宅につきましては、建築住宅課のほうで入居の手引というのがございまして、その中に原則室内飼育を認めると、それ以外については協議をするということで——対策本部の私は副本部長をやっているのですが、本部長は獣医師会長ですが——本部のほうから各市町村に適切に飼えるようによろしくお願ひしますということで文書を出したところでございます。ふだんから動物愛護団体とは連携していまして、このときもいち早く内陸のほうから沿岸のほうの被災地に行きましてたくさん動物を保護しまして、今継続して対応しているところでございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。畜産の分はかなりの被害が出ていると、こういうことで今後とも国に対する要望を含めて頑張っていたきたいと思います。

それから、被災動物の分では、仮設住宅の室内で原則オーケーということで、ただ私のほうに聞こえてくるのは、もう多分無理だろうと勝手に自分で風評をつくったかどうかわからないのだけれども、そういうことでもう手放すとか、そっちのほうが先行していると思います。したがって、今話の分は被災された人たちに対してのPR、ぜひこれは頑張っていたきたい。その上で、もちろん他人に迷惑のかからない範囲のやり方を市町村あるいは県のほうからも一緒にやって考えていただければと思います。それは要望です。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 ほかにないようですので、これをもって終了いたします。

次に、次回の委員会についてであります。お手元に配付いたしております災害対策特別委員会現地視察(案)をごらんいただきたいと思います。第1回の委員会において、当面の

委員会開催について、6月中旬ごろに現地調査を実施することで了承を得たところであり、その調査の実施について世話人会において協議し、案としたものであります。この案について御意見等がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木順一委員長 特に御意見がなければ、案のとおり実施することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、現地調査のチーム編成についてであります。会派ごとに人数を割り振っております。後刻事務局から配付する様式に参加委員を記載し、本日中に提出いただくようお願いをいたしたいと思っております。

また、詳細な調査日程等については、後日事務局から通知することといたしますので、御了承願います。

次に、その他であります。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木順一委員長 ないようでありますので、なければ、最後にお手元に4月12日以降の「議員からの照会・要望等一覧」及び「東日本大地震津波に関連する県議会への意見・提言等の受付状況」をお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。